

宇検村 障害者計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画



【宇検村イメージキャラクター】
ウーケン

はじめに

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい者福祉のニーズは多様化しており、地域で安心して生活できるむらづくりが求められています。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。



「地域共生社会」とは、“制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会”とされています。

「地域共生社会」では、障がいのある方々も地域社会を構成する重要な一員として、様々な活躍が期待されています。

本計画は、「住民の自分らしい生き方を支える村づくり」を基本理念に、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するため、目標値を定め、その達成に向けてサービス提供体制の確保などを図ってまいります。

自らの自己決定を尊重し、またすべての村民がお互いを尊重し、支え合い、自立して暮らせる村づくりを目指して計画に取り組んでまいりますので、村民の皆様や関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画を策定するにあたり、宇検村障害者福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様、アンケート調査に協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月
宇検村長

元山公知

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の対象者	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
7 策定スケジュール	5
第2章 障害者を取り巻く村の現状と課題	6
1 人口の様子	6
2 障害者手帳所持者等の状況	6
3 障害者の就学等の状況	11
4 アンケート調査等からの課題	12
第2部 障害者計画	23
第1章 障害者計画の基本理念等	23
1 基本理念	23
2 基本的視点	23
3 施策の体系	25
第2章 施策の展開	26
1 生活環境の整備	26
2 情報・コミュニケーション	29
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	30
4 生活支援	31
5 保健・医療	35
6 教育・育成	37
7 雇用・就業、経済的自立の支援	39
8 行政サービス等における配慮	41
第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画	42
第1章 第6期目標の評価	42
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	42
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	42
3 福祉施設から一般就労への移行等	43
4 障害児支援の提供体制の整備等	44
5 相談支援体制の充実・強化等	45
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	46

第2章 基本的理念等	47
1 基本的理念	47
2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	49
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	49
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	49
5 事業の全体像	50
第3章 第7期計画の成果目標の設定	52
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	52
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	53
4 福祉施設から一般就労への移行等	54
5 障害児支援の提供体制の整備等	55
6 相談支援体制の充実・強化等	56
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	56
第4章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	57
1 サービスの体系	57
2 障害福祉サービス等	57
3 障害児支援に関するサービスの必要な量の見込み	65
第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込み	67
1 地域生活支援事業とは	67
2 必須事業の見込み量と確保方法	68
3 任意事業の必要な量の見込み	74
4 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項	75
5 障害者を支える体制づくり（奄美地区地域自立支援協議会）	76
第4部 計画の推進	77
1 計画の推進体制	77
2 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供	78
第2章 資料編	80
1 奄美地区地域自立支援協議会における提言・要望	80
2 宇検村障害者福祉計画策定委員会要綱	89
3 宇検村障害者福祉計画策定委員会委員名簿	90
4 用語解説	91

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

令和5年3月に「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、障害者が自らの決定に基づいて社会参加ができるよう社会的障壁を除去することなどを基本的方向として、様々な施策が展開されています。

平成30年4月には、改正「社会福祉法」が施行され、障害者、高齢者、児童といった制度や分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超え、住民一人ひとりの暮らし、生きがいを、住民や様々な主体がともに支え合いながら地域を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。さらに、令和3年4月施行の改正「社会福祉法」には、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みとして、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築すること等が盛り込まれています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」をみると、平成28年の改正では、法定雇用率が引き上げられ、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加され、平成30年の改正においては、事業主への給付制度、及び優良事業主の認定制度が制定され、障害者雇用に関する施策の拡充が進められました。

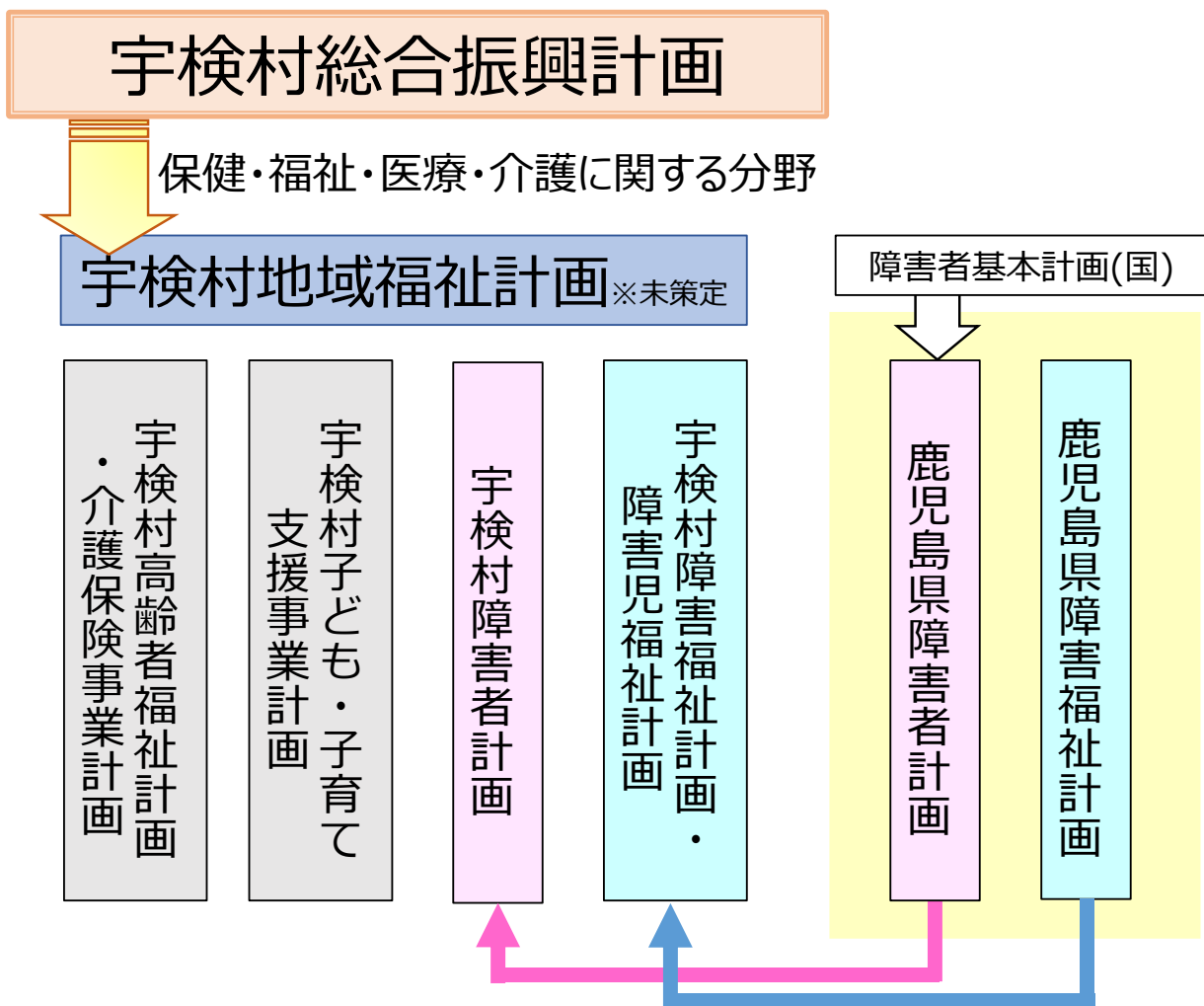
2 計画策定の趣旨

本村では、平成30年3月に第3期となる「宇検村 障害者計画」を策定し、障害のある人のための施策を推進してきました。また、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、障害福祉計画においては、平成19年3月の第1期宇検村障害福祉計画の策定以来、通算5期にわたって策定してきました。障害児福祉計画においては、平成30年3月に第1期宇検村障害児福祉計画を策定以来、通算2期にわたって策定しています。これらの計画の見込量等の実績や障害者等の意向を踏まえた上で、令和6年度から令和8年度末に向けて、障害者施策の目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「宇検村 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「障害者計画」は、障害のある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

さらに、国の「障害者基本計画」、鹿児島県の「鹿児島県障害者計画（第 5 次）」、「第 7 期障害福祉計画」を踏まえるとともに、「第 6 次宇検村総合振興計画」及び関連分野の各計画との連携・調整を図っていきます。



4 計画の対象者

本計画の対象となる「障害者」は、障害者総合支援法に定められた以下の対象者です。また、「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する18歳以下の障害児をいいます。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

5 計画の期間

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業等の各種サービスについて、短期・中期的サービスの見込み量を算出する必要があります。「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」が、国の定める基本指針により計画期間が3年間と定められていることから、令和6年度から令和8年度までの3か年計画として策定します。



6 計画の策定体制

計画策定にあたっては、アンケート調査等を行い、当事者や支援者の方の意見等を基礎資料として活用しながら、奄美地区自立支援協議会との連絡・調整を図り策定しました。

また、アンケート調査結果や村の施策の実施状況などを基に、地域の代表者で構成された宇検村障害者福祉計画策定委員会において、本計画素案等の検討、審議を行いました。

(1) 宇検村障害者福祉計画策定委員会における審議

学識経験者、障害者団体・関係機関の代表者等から構成する策定委員会を3回開催し、本計画について議論しました。なお、委員の名簿は、巻末資料に掲載しています。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に向けて、現在の生活の状況や今後の生活についての意見や潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意識等）、障害者（児）のおかれた環境やその他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画を策定するにあたって、令和6年3月18日から令和6年3月25日までの期間、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

(4) 奄美地区自立支援協議会による連絡・調整

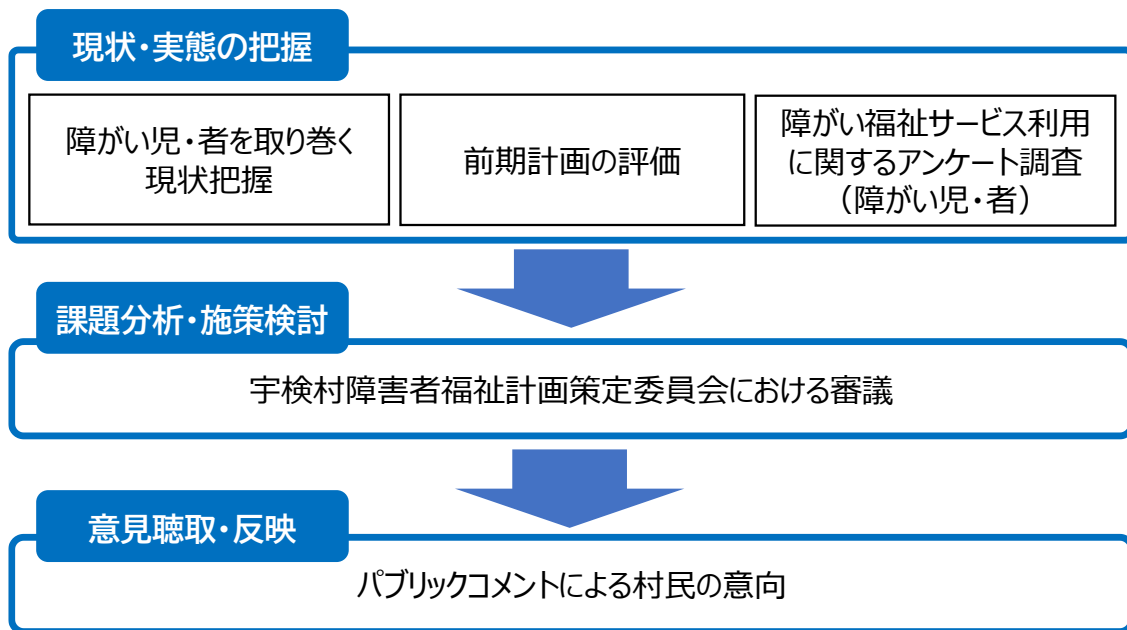
奄美地区自立支援協議会においても、計画策定の進捗や、奄美地区での取り組みが必要な項目について、連絡・調整を行いながら本計画を策定しました。

7 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは以下のとおりです。

日程	内容
令和5年9月7日～9月25日	アンケート調査の実施
令和5年10月4日	宇検村障害者福祉計画策定委員会 (第1回策定委員会)
令和5年12月25日	宇検村障害者福祉計画策定委員会 (第2回策定委員会)
令和6年3月12日	宇検村障害者福祉計画策定委員会 (第3回策定委員会)
令和6年3月18日～3月25日	パブリックコメントの実施

<本計画の策定経過>

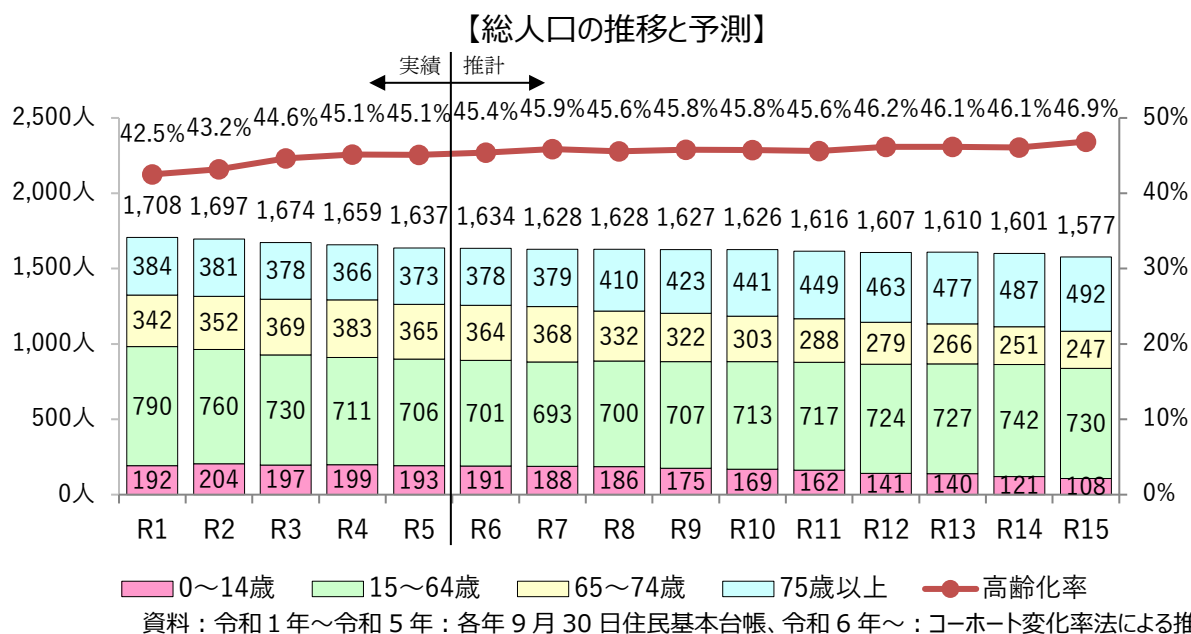


第2章 障害者を取り巻く村の現状と課題

1 人口の様子

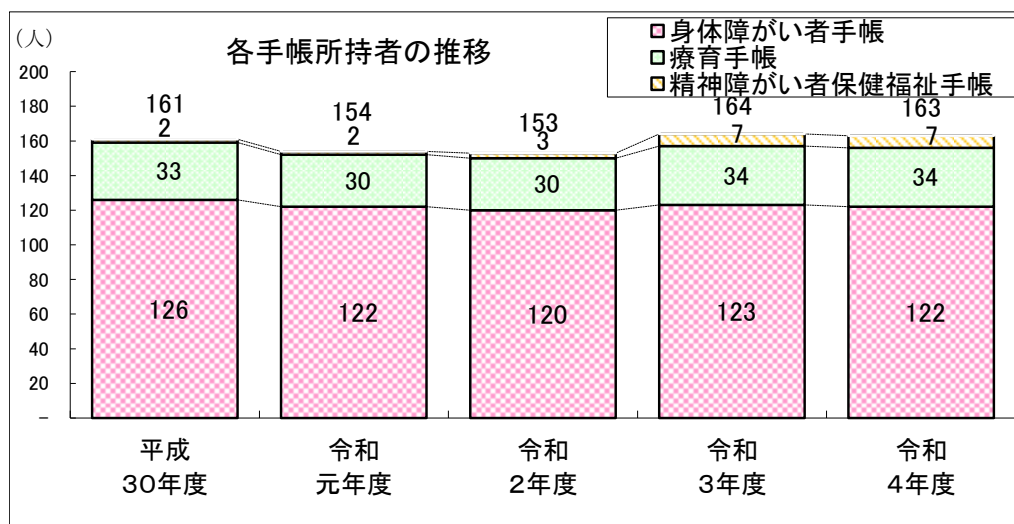
総人口をみると、平成 30 年から令和 5 年まで減少しており、今後も減少が続く予測となっています。

年齢群別にみると、生産年齢人口（15-64 歳）は令和 7 年まで減少を続け、その後令和 14 年までやや上昇、また 0～14 歳人口は、令和 2 年から令和 15 年において約半数となる予測となっています。高齢者人口（65 歳以上）をみると、令和 4 年の 749 人をピークに横ばいから減少へ転じる見込みとなっています。



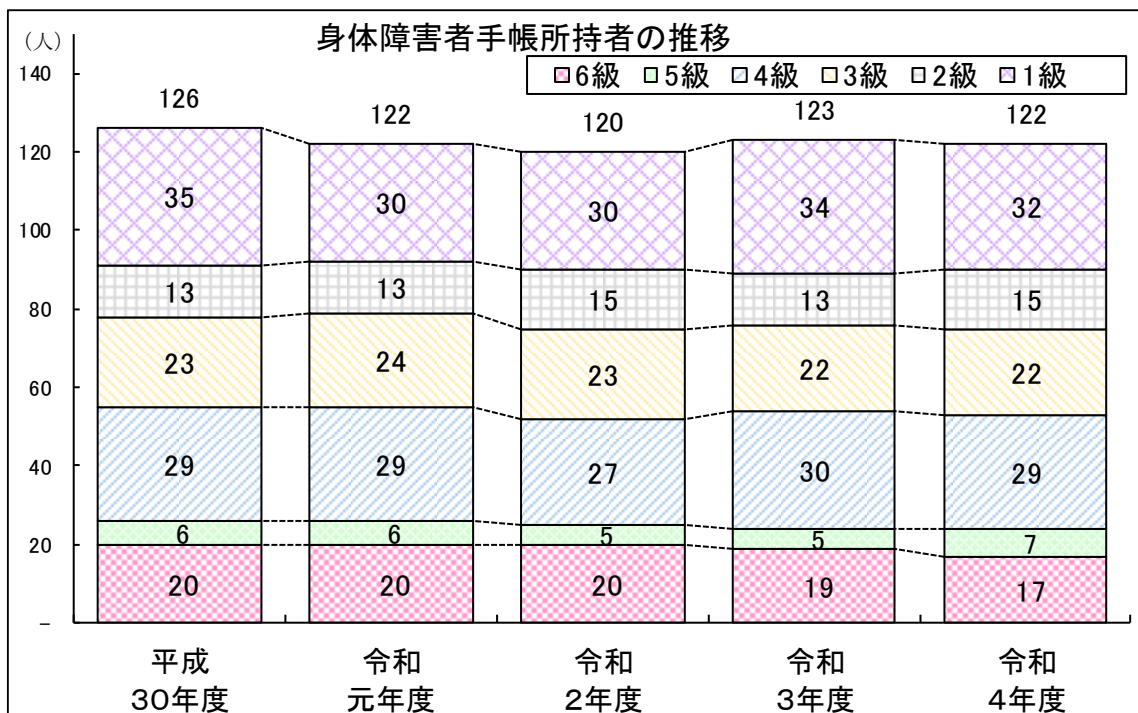
2 障害者手帳所持者等の状況

本村の手帳所持者数の状況をみると、平成 30 年度より令和 4 年にかけて横ばいに推移しており、令和 4 年度は 163 人となっています。



(1) 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、平成 30 年度の 126 人から令和 4 年度には 122 人と 4 人減少しています。年代別では、65 歳以上が最も多く、令和 4 年度では 99 人となっています。また、障害程度別にみると、1 級が最も多く、令和 4 年で 32 人となっています。



■ 身体障がい者手帳所持者の推移

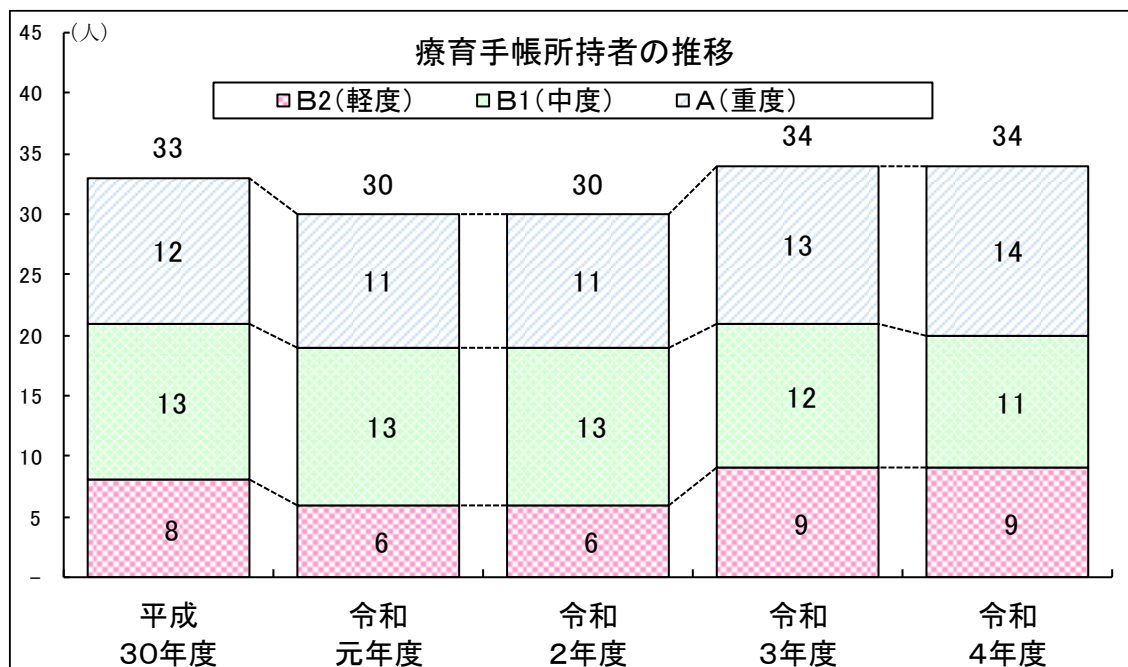
単位：人

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計		126	122	120	123	122
年代別	15歳未満	0	0	0	0	0
	15～64歳	38	37	35	23	23
	65歳以上	88	85	85	100	99
障がい程度別	1級	35	30	30	34	32
	2級	13	13	15	13	15
	3級	23	24	23	22	22
	4級	29	29	27	30	29
	5級	6	6	5	5	7
	6級	20	20	20	19	17
障がい種別	視覚障がい	5	4	4	4	4
	聴覚平衡障がい	35	36	34	35	34
	音声言語障がい	2	2	2	2	2
	肢体不自由	37	37	39	39	38
	内部障がい	47	43	41	43	44

(各年 4 月 1 日現在)

(2)療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移を見ると、平成 30 年度の 30 人から令和 4 年度には 34 人と 4 人増加しています。さらに、障害程度別にみると、B2(軽度)人数の変化が最も大きく、平成 30 年度から令和 4 年度に 1 人増加しています。



■療育手帳所持者の推移

単位：人

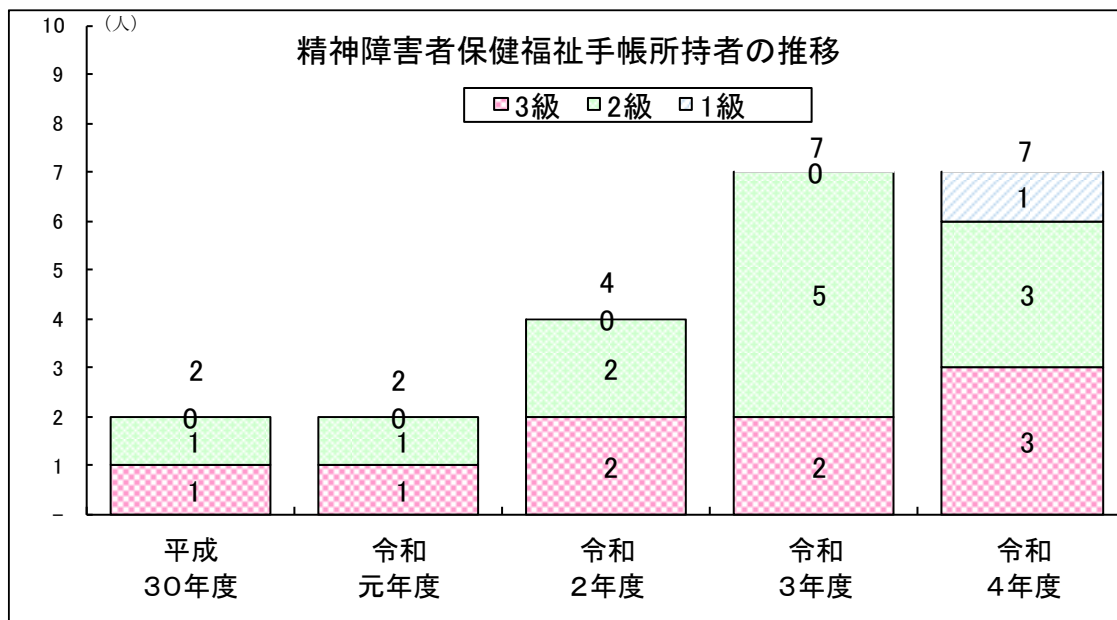
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計		33	30	30	34	34
年代別	15歳未満	0	0	0	3	3
	15～64歳	28	25	24	21	19
	65歳以上	5	5	6	10	12
障がい 程度別	A(重度)	12	11	11	13	14
	B1(中度)	13	13	13	12	11
	B2(軽度)	8	6	6	9	9

(各年4月1日現在)

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて横ばいに推移しています。

障害程度別にみると、2 級が最も多く、令和 4 年で 3 人となっています。



■精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

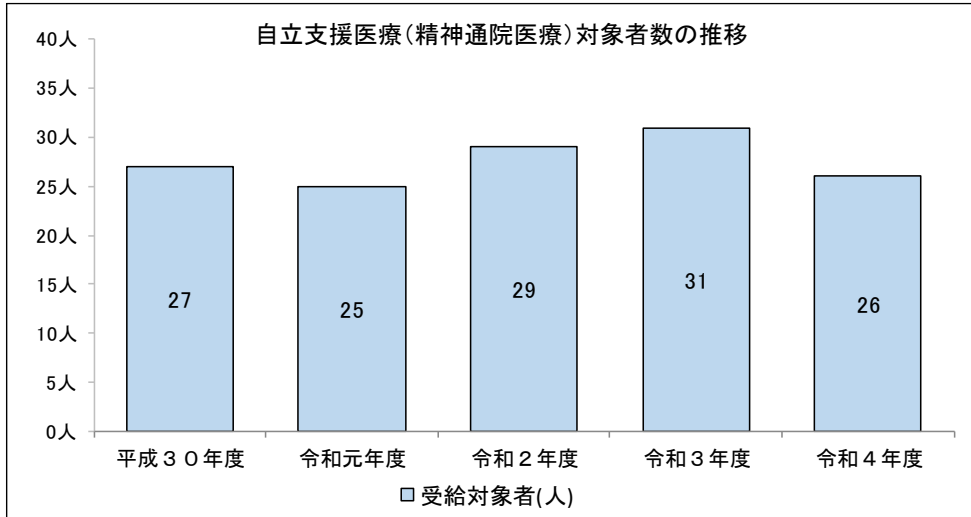
単位：人

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計		2	2	3	7	7
年代別	65歳未満	1	1	2	4	5
	65歳以上	1	1	1	3	2
障がい 程度別	1級	0	0	0	0	1
	2級	1	1	2	5	3
	3級	1	1	2	2	3

(各年 4 月 1 日現在)

(4) 自立支援医療費(精神通院医療)の状況

平成 30 年度から令和 4 年度の各事業年度末時点の自立支援医療費（精神通院医療）対象者数の推移をみると、平成 30 年度の 27 人から令和 4 年度には 26 人となっており、1 人減少しています。



■ 自立支援医療（精神通院医療）対象者数の推移

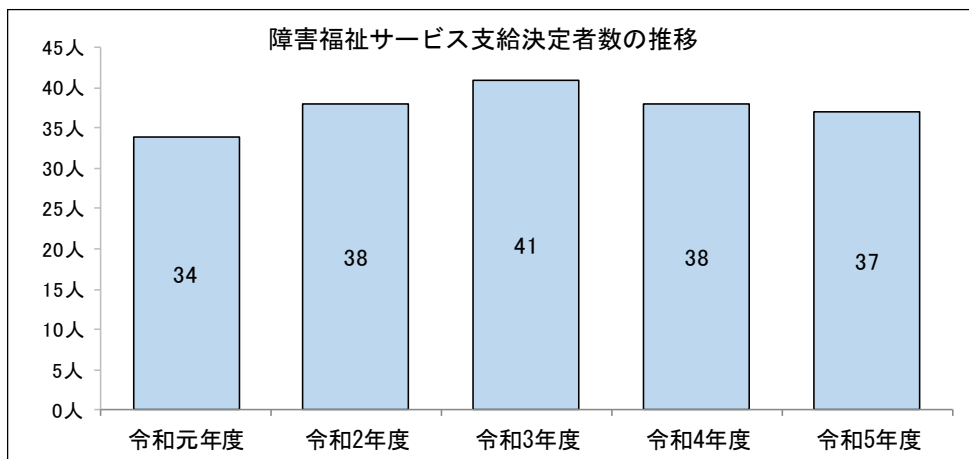
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給対象者(人)	27	25	29	31	26

(各年 4 月 1 日現在)

(5) 障害福祉サービス支給決定者の状況

障害福祉サービスを受けるためには、サービス支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。

障害福祉サービス支給決定者は、令和 5 年では 37 人となっています。



■ 障がい福祉サービス支給決定者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	34	38	41	38	37

(各年 4 月 1 日現在)

3 障害者の就学等の状況

(1)特別支援学級の学級数・児童数の状況

本村の小中学校における特別支援学級の状況については、以下のとおりです。

■特別支援学級の状況

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数(学級)	2	2	2	2	2
	人数(人)	3	3	4	4	4
中学生	学級数(学級)	0	0	1	1	1
	人数(人)	0	0	2	2	2

(各年4月1日現在)

4 アンケート調査等からの課題

①調査の概要

障害福祉サービス利用に関するアンケート調査					
配布・回収方法		郵送による配布回収			
調査期間		令和5年9月7日～9月25日			
抽出方法		悉皆調査			
調査対象		令和5年7月末時点で障害者手帳を所持している村民			
配布数	144件	有効回答数	78件	有効回答率	54.2%

②ご家族や生活状況について

・現在の居住場所は、「一般の住宅」が61.5%と最も多く、今後3年以内に暮らしたい場所についても「一般の住宅」が65.4%になっている。

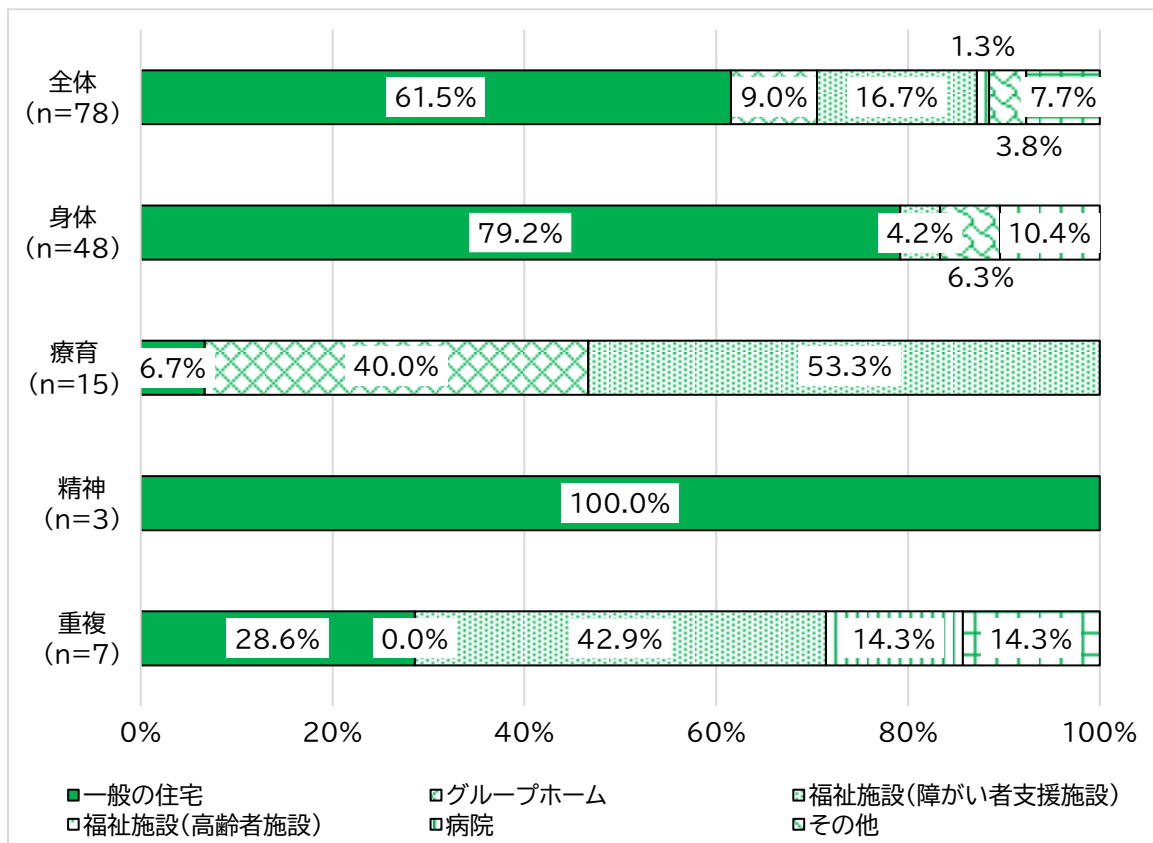
・今後3年以内に暮らしたい場所については、「福祉施設やグループホーム」が23.1%となっている。

・希望する暮らしを送るためには、「障害者に適した居住の確保」「生活訓練等の充実」が42.9%と最も多くなっている。

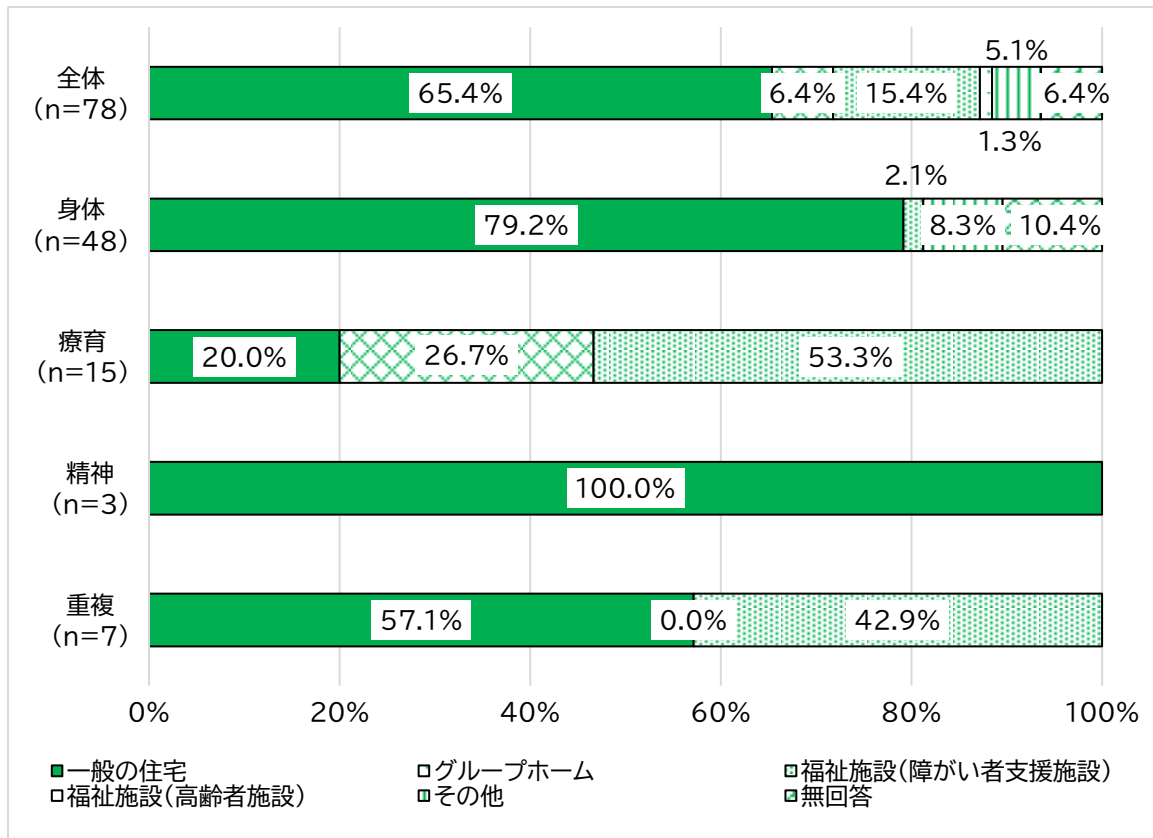
【考察】

一般の住宅で生活している方の割合が高いことから、在宅福祉サービスの充実が求められていると考えられます。また、親なき後や介助者の高齢化への対応として、グループホームなど住まいの確保を図る必要があります。

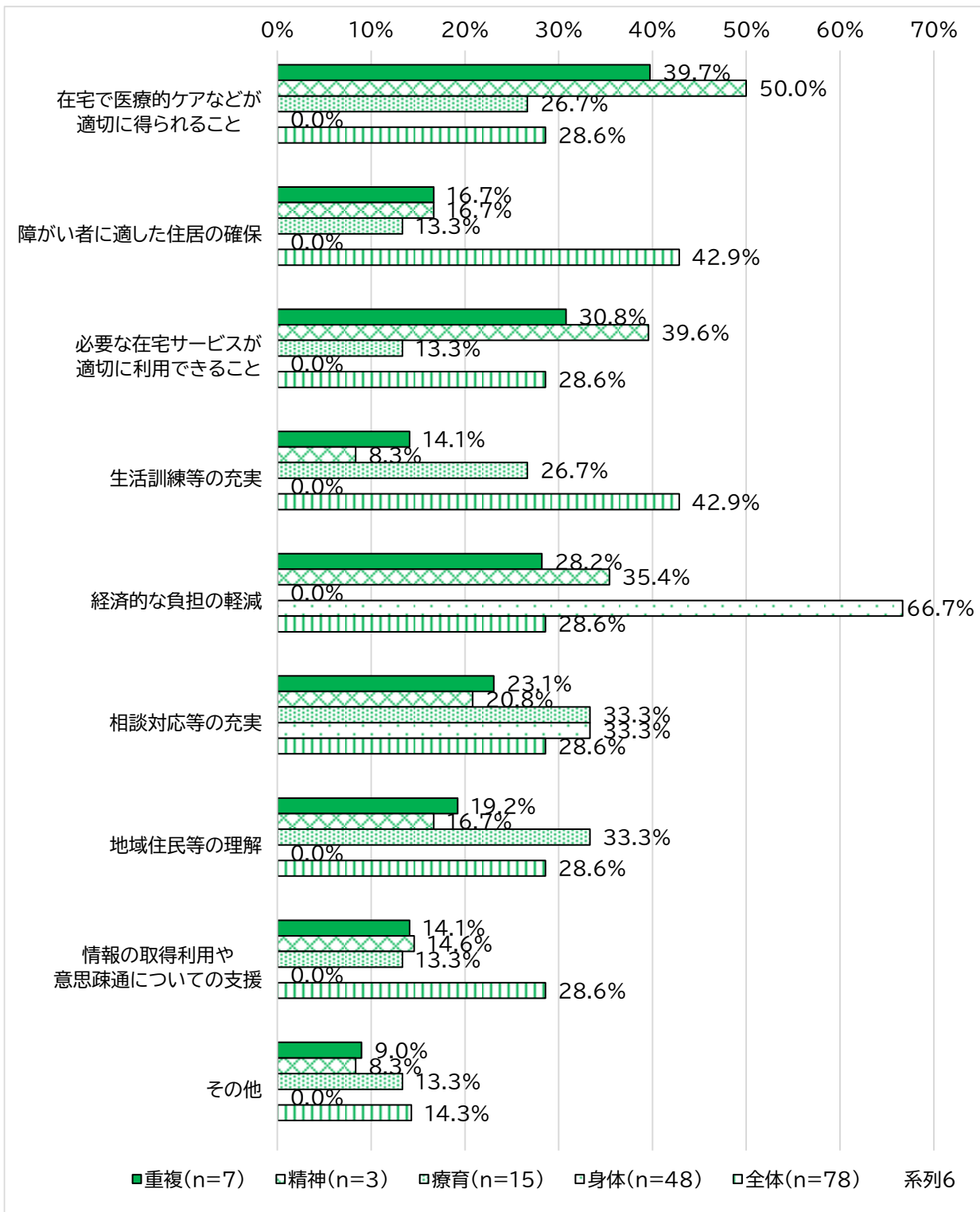
●現在の居住場所について



●今後3年以内に暮らしたい場所について



●希望する生活を送るために必要な支援について【複数選択】



③日中活動や就労について

・「1週間に数回外出する」方が43.6%と最も多く、「毎日外出する」方は38.5%、「めったに外出しない、全く外出しない」方は15.4%となっている。前回調査と比べて外出する方が増加している。

・外出するときに困ることは「公共交通機関が少ない（ない）」「困ったときにどうすればよいか心配な」方は17.9%となっている。

・「収入を得る仕事をしている」方は15.4%となっている。18～64歳で収入を得る仕事をしていない方のうち、「仕事をしたい」方は17.9%となっている。

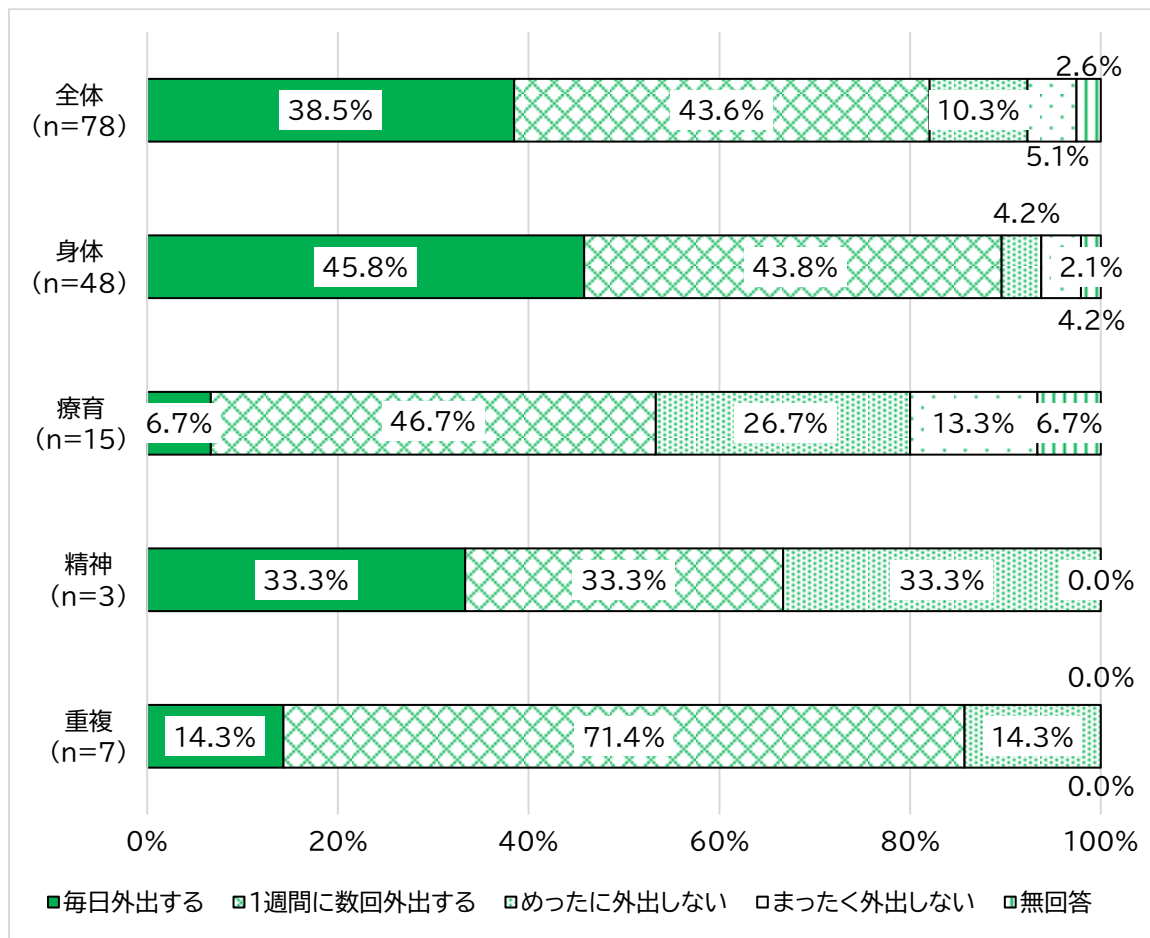
・障害者の就労支援として必要なことは、「職場の障害者の理解」「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が約25%となっている。

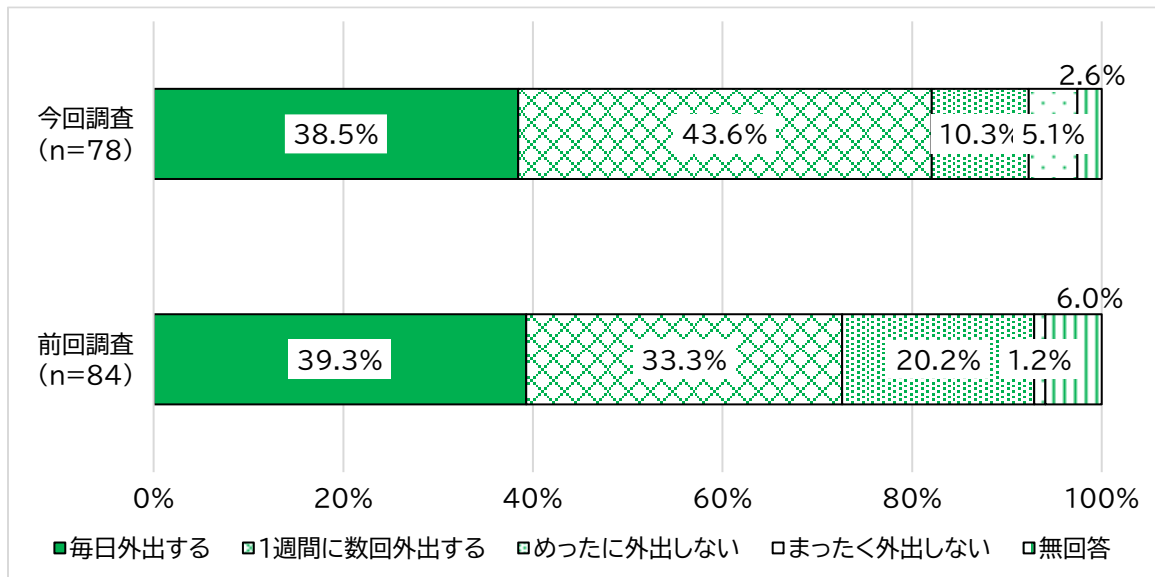
【考察】

公共交通以外の外出支援について検討する必要があるとともに、外出に際して困ったときの対応について検討をする必要があります。

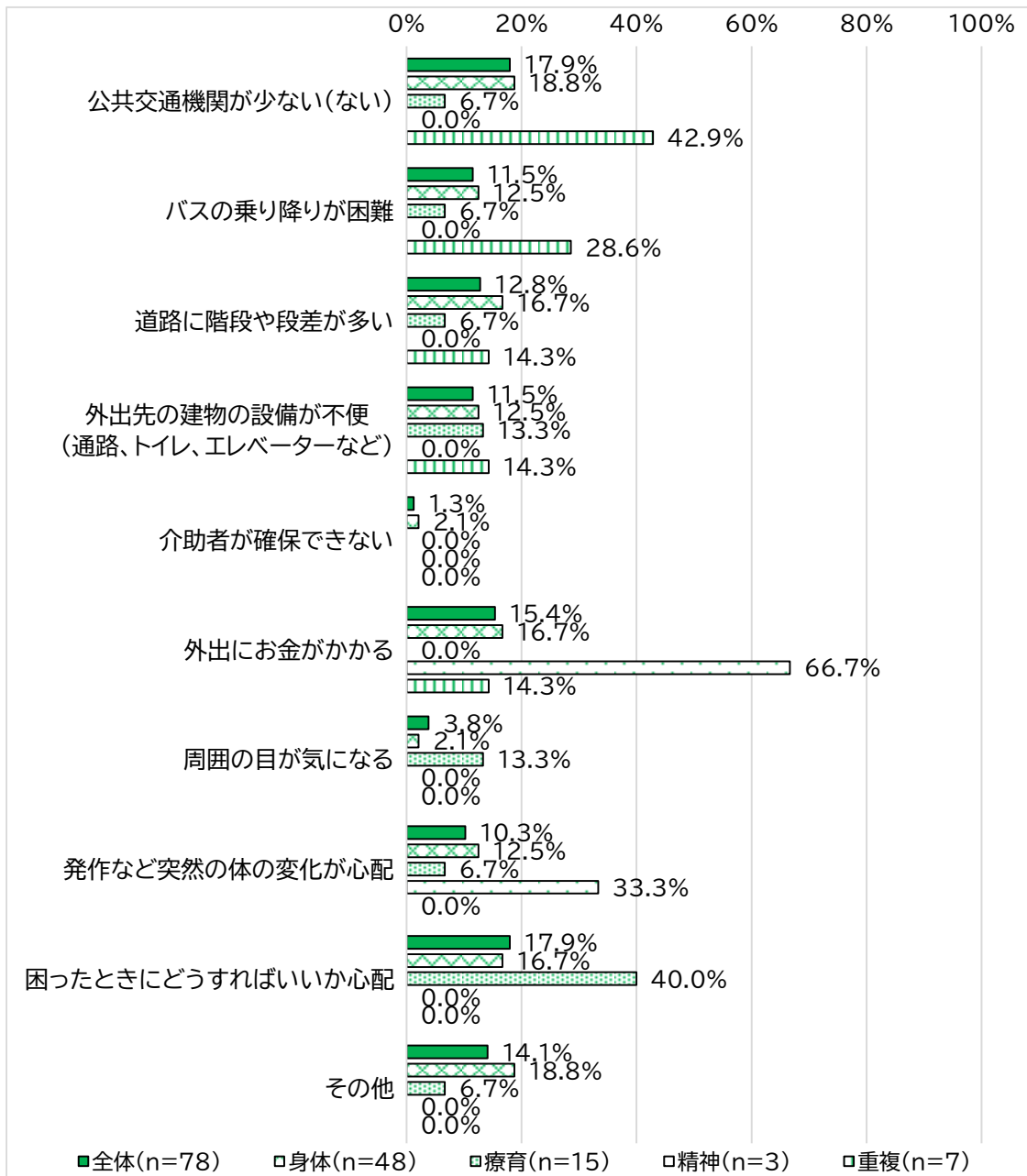
就労している方は15%程度であり、経済的に自立している方は少ないと推測されます。今後も引き続き障害者が安心して働くことができる場の確保に努めます。

●現在の外出の状況について

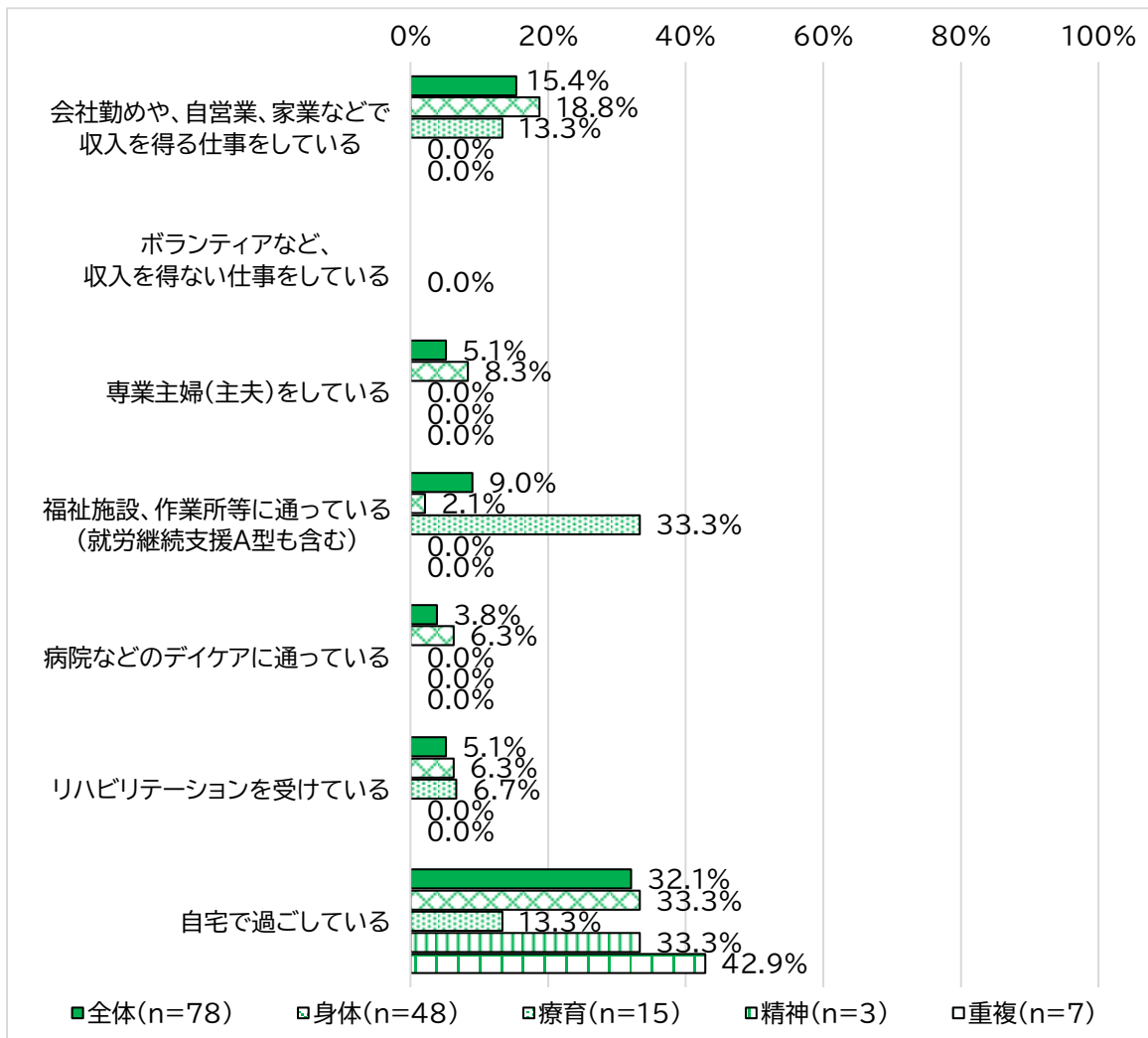




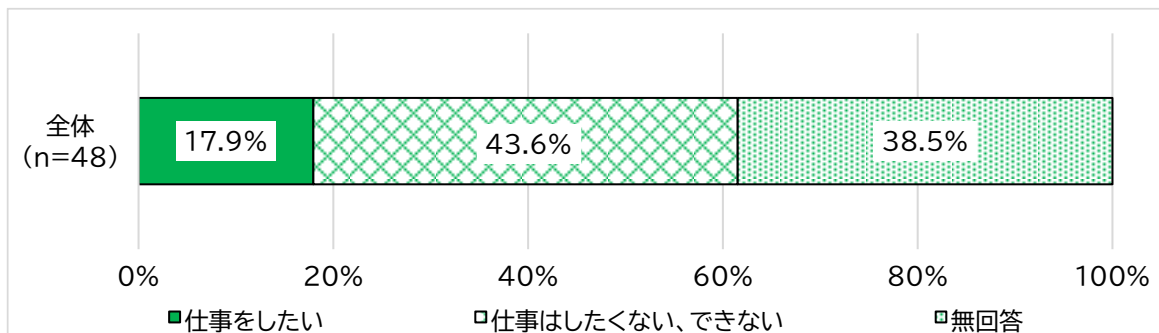
●外出するときに困ることについて【複数選択】



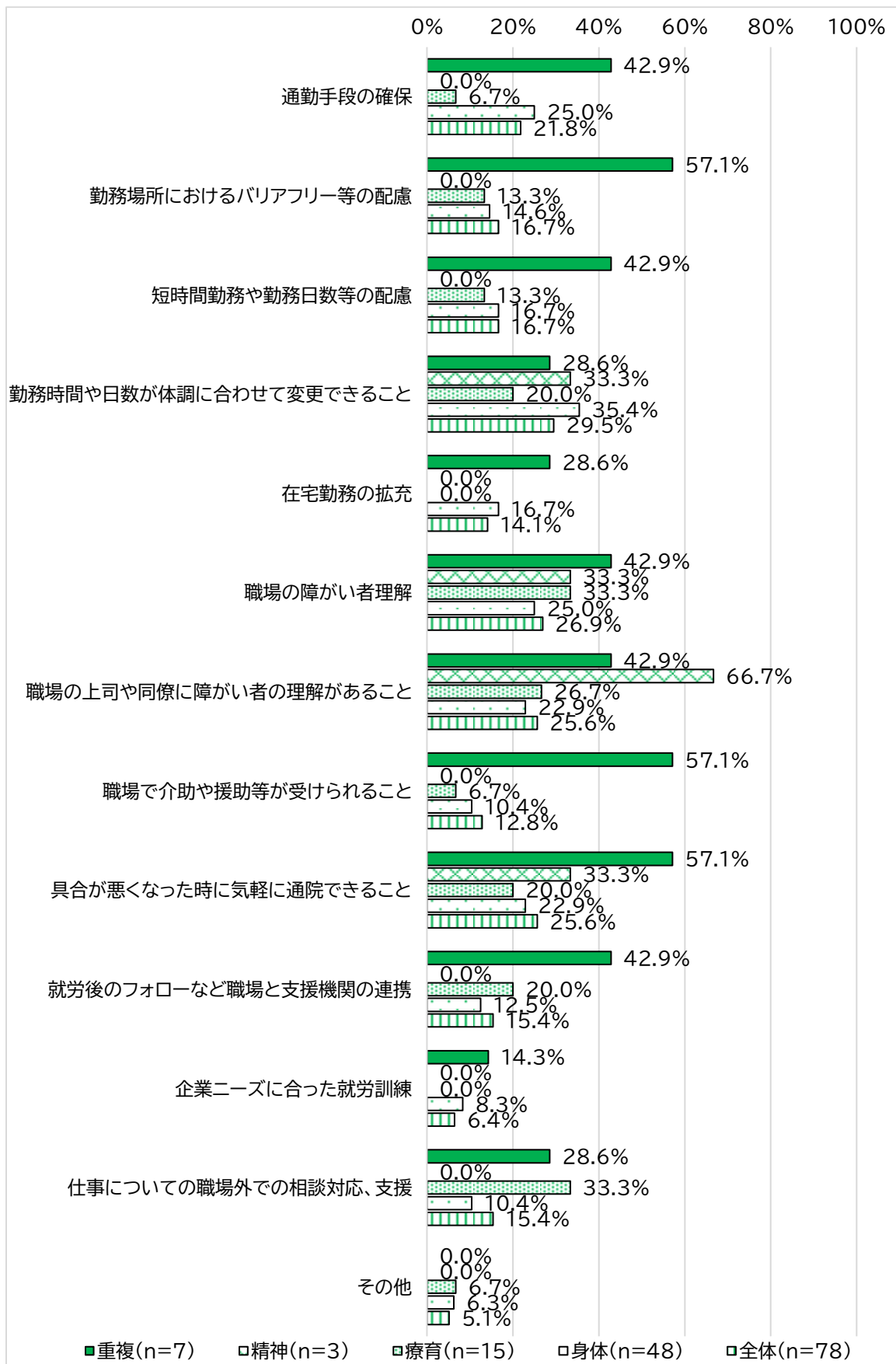
● 現在の日中活動の状況について【複数選択】



● 就労希望の状況について (現在働いていない18~64歳)



● 障害者の就労支援として必要なことについて【複数選択】



④障害福祉サービスの利用について

・現在利用している方が多いサービスは、「計画相談支援」をはじめ「生活介護」「就労継続支援(A型・B型)」となっている。

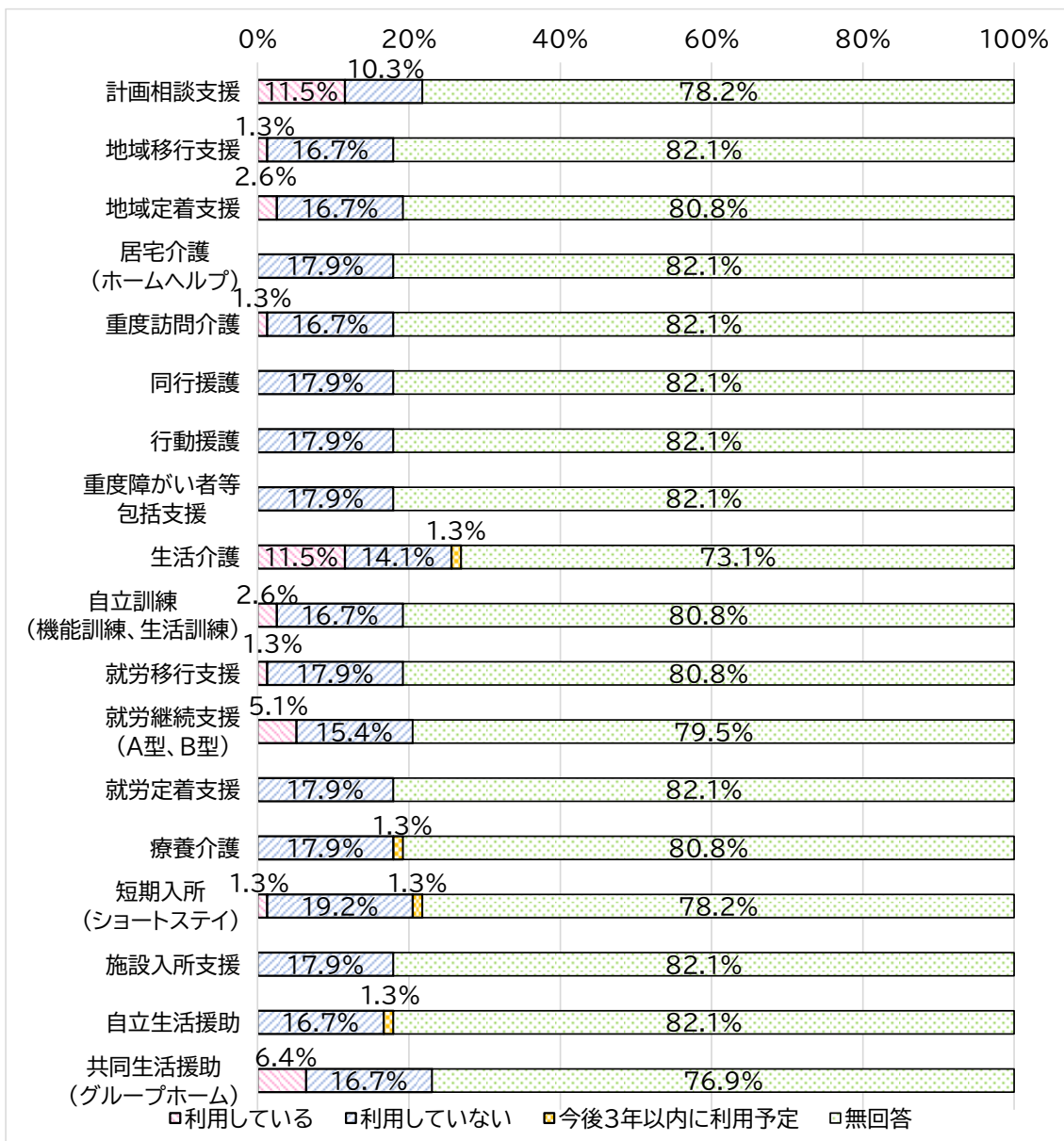
・今後、3年以内の利用予定があったサービスは、「生活介護」「療養介護」「短期入所（ショートステイ）」「自立生活援助」となっている。

【考察】

介護者高齢化等により、一時的に支援ができなくなることを想定した短期入所（ショートステイ）のニーズが増えていくと考えられます。

今後も引き続き、必要な情報が必要な人に正確に届くよう、情報提供の在り方について工夫していく必要があります。

●現在利用しているサービスおよび今後3年以内に利用予定のサービスについて



⑤権利擁護について

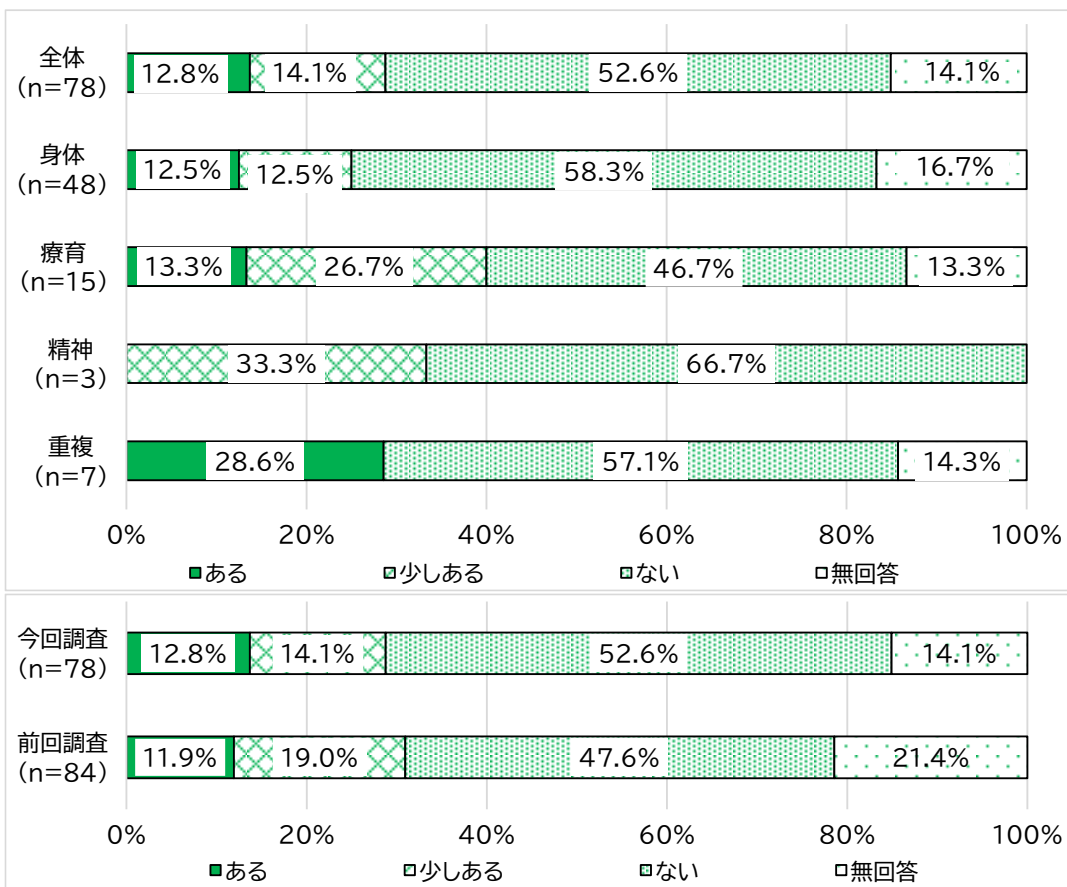
・障害について、差別や嫌な思いをする（した）ことがある方は 26.9%となっており、前回調査と比べて減少している。

・差別や嫌な思いをした場所は、「外出中」が 42.9%、「学校・仕事場」が 38.1%となっている。

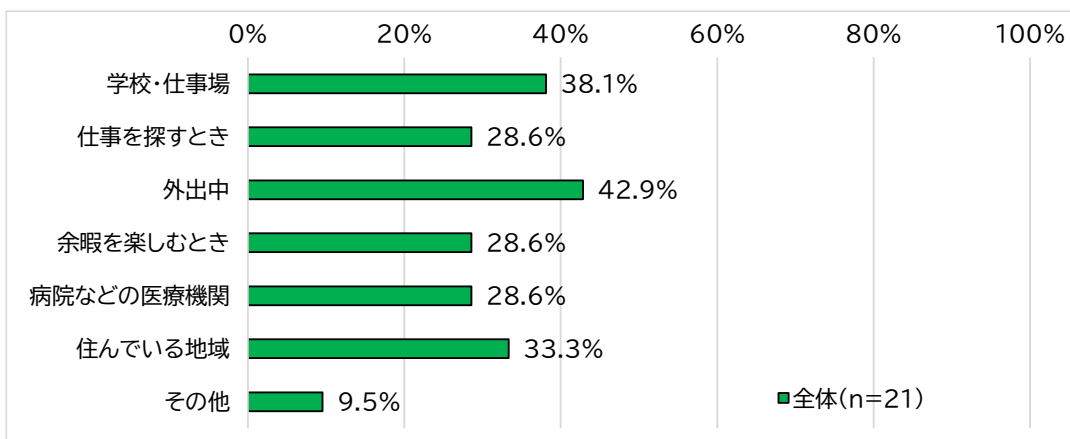
【考察】

障害による差別の状況は前回調査より改善しているように見られますが、今後も引き続き、障害者の権利擁護について啓発していく必要があります。

●差別の経験の状況について



●差別や嫌な思いをする（した）場所について【複数選択】



⑥災害時の避難、災害時の困りごとについて

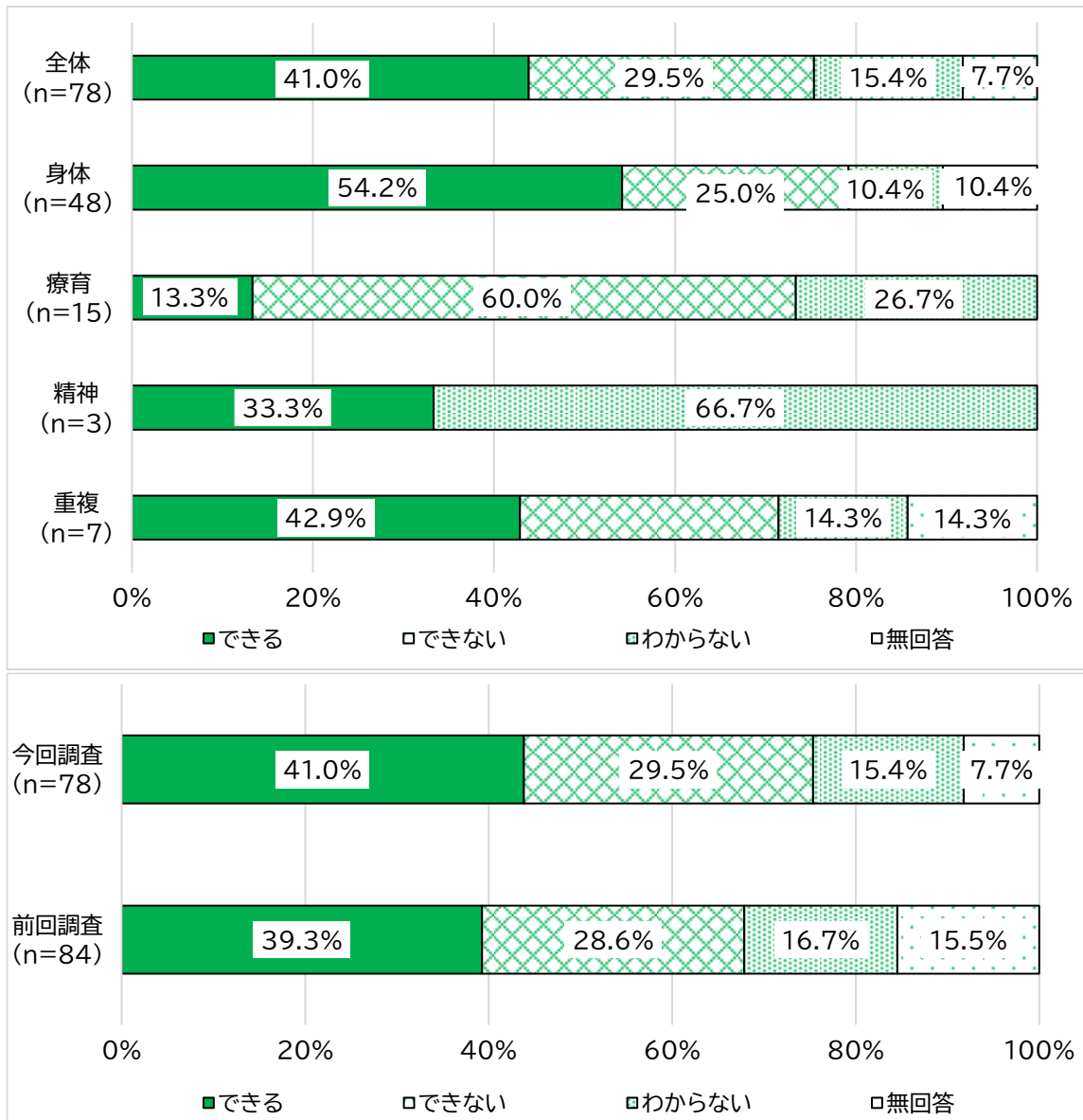
・災害時の避難について、「できない」「わからない」方が 44.9%となっており、前回調査と比べて変化はない。

・災害時の困りごとについて、「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで迅速に避難することができない」方が 35.9%となっています。

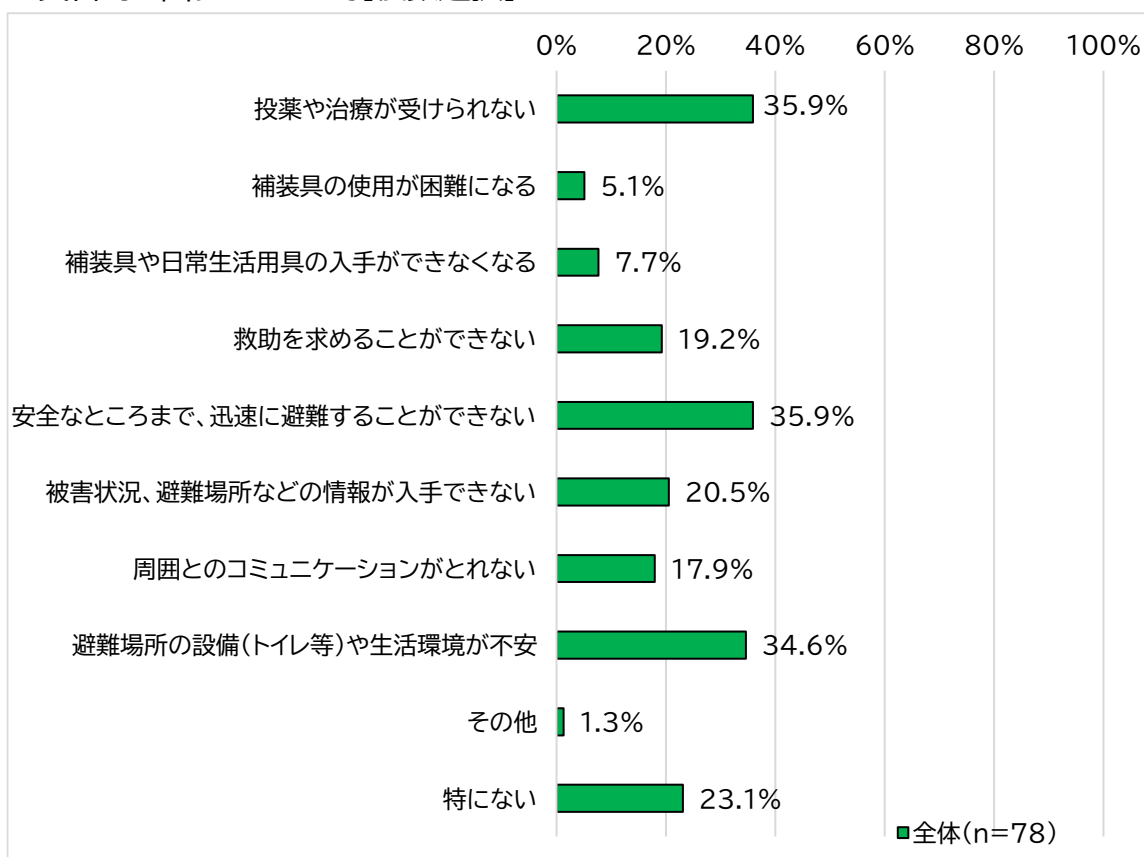
【考察】

災害時の避難について不安がある障害者が 4 割を超えており、避難行動要支援者への取り組みの充実が求められます。

●災害時の避難ができるかについて



●災害時の困りごとについて【複数選択】



第2部 障害者計画

第1章 障害者計画の基本理念等

1 基本理念

障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように障害に関する理解の促進や障害者との交流の場づくりなど、周囲の理解と支援を充実していくことが必要です。また、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くために必要な便宜を行う、合理的配慮が提供されることが求められています。

本村に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、一人ひとりが尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるむらづくりを推進するため、以下の基本理念を定めます。

【基本理念】

住民の自分らしい
生き方を支える村づくり

2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す7つの基本的視点のもとに施策の展開を図ります。

【基本的視点】

- (1)障害を理由とする差別の禁止
- (2)地域社会における共生等
- (3)障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (4)当事者本位の総合的な支援
- (5)障害特性等に配慮した支援
- (6)アクセシビリティの向上
- (7)総合的かつ計画的な取組の推進

(1)障害を理由とする差別の禁止

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障害者団体等との連携を図りながら、村民や事業者・事業主の理解の下、障害を理由とする差別の解消を図ります。

(2)地域社会における共生等

すべての障害者は、障害のない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。このことを前提に、村民一人ひとりが障害について理解を深めることを推進するとともに、障害者施策の実施を図ります。

(3)障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、障害者の意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(4)当事者本位の総合的な支援

障害者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野と連携を図り、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

(5)障害特性等に配慮した支援

性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、施策を実施します。

(6)アクセシビリティの向上

障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるよう、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している、物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

(7)総合的かつ計画的な取組の推進

障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下、障害者施策を実施します。

3 施策の体系

住民の自分らしい生き方を支える村づくり

1. 生活環境の整備

(1) 人にやさしい福祉のむらづくり

(2) 防災・防犯対策等の充実

2. 情報・コミュニケーション

(1) 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

(2) 意思疎通支援の充実

3. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

4. 生活支援

(1) 意思決定支援の推進

(2) 相談支援体制の充実

(3) 福祉サービスの充実

(4) 社会参加の促進

(5) スポーツ・文化活動への参加促進

(6) 人材の育成、ボランティア活動の推進

5. 保健・医療

(1) 障害の原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

(2) 医療体制の充実

(3) 福祉・保健・介護・医療の連携

6. 教育・育成

(1) 就労前児童への支援

(2) 学校教育の充実

(3) 切れ目ない支援体制の整備

7. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 一般就労支援施策の充実

(2) 一般就労が困難な障害者への就労支援

(3) 経済的自立の支援

8. 行政サービス等における配慮

(1) 障害及び障害者への理解の促進

(2) 選挙等における配慮

第2章 施策の展開

1 生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害者が安心して生活できる公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

また、村民一人ひとりが障害や障害者に対する正しい理解や認識、関心を深めていけるよう、啓発・広報活動を推進します。

(1) 人にやさしい福祉のむらづくり

広報による障害に関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、村民の理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた障害や障害者に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

また、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を推進するとともに、地域生活移行や保護者の高齢化等を見据え、障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、居住場所の確保に努めます。

① 広報・啓発活動の充実

広報紙、村ホームページ等の活用や民生委員・児童委員、障害者団体等と連携した広報活動により、村民の理解を深めるための啓発活動に努めます。

また、人権に関する学習機会の提供や、人権擁護委員との連携による、人権週間期間中の啓発活動など、障害への理解を深めるための啓発活動を実施します。

障害者週間には役場庁舎内に滝の園や事業所ゆらりの展示ブースを設けます。

② 発達障害への理解の促進

発達障害のある子どもの特性を理解し、特性に応じた適切な支援・早期療育につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。

③ 学校における福祉教育の推進

社会福祉協議会と学校とが連携し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。

また、総合的な学習の時間等の中で、発達段階に応じた福祉教育を推進します。

④ 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発

精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、関係機関と連携して交流会等を開催するとともに広報紙等による啓発活動に努めます。

⑤ 公園、道路等のバリアフリー化の推進

公園、道路等の改修や整備時においては、障害者に配慮したものとなるよう、バリアフリー化に努めるとともに、誰でも利用しやすい公園や道路の改修、整備を行い、利便性・安全性の向上に努めます。

⑥ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

路線バス等の公共交通機関について、障害者が利用しやすいように利便性・安全性の向上の推進に努めます。

⑦ 公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設の整備時においては、鹿児島県が制定している「鹿児島県福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化に努めます。

⑧ 知的・精神障害者等の居住の確保

障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、今後のニーズに応じてグループホーム等の開設を支援します。

(2)防災・防犯対策等の充実

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

① 防災情報の提供体制の整備

防災に関する情報を障害者に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。

② 避難行動要支援体制の充実

災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者の更新と情報共有を図り、体制の充実に努めます。

③ 災害時における医療機関との連携

診療所や消防、警察等の関係機関と連携を図り、地域における災害時の医療体制を確保します。

④ 障害者に配慮した避難所の整備

福祉避難所の周知を図るとともに、避難所において、間仕切り等のプライバシーを保護できる資機材の確保に努めます。

また、特別な配慮を必要とする人が安心して生活を送れるよう、福祉避難所の確保と関係機関との連携に努めます。

⑤ 防犯対策の啓発、防犯活動

関係機関、防犯団体との情報共有・連携強化を図るとともに、地域における防犯に対する意識を高め、防犯活動の推進に努めます。

⑥ 防災対策の啓発

村内の各集落等において防災についての啓発を行い、地域住民が平時からお互いに協力し自助・共助を目的とする自主防災組織の充実に努めます。

⑦ 消費者トラブルの防止と支援

消費者トラブルの情報や防止策等の情報周知に努め、消費者としての利益を守れるよう消費生活に関する相談体制等の充実に努めます。

2 情報・コミュニケーション

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

(1)行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

① 情報提供体制の充実

広報紙、村ホームページ等の活用により、障害者や介助者等に対し、福祉サービスの制度・内容等について、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めます。

(2)意思疎通支援の充実

聴覚障害者のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。また、障害者が必要な支援や配慮を受けられるよう、障害者に関するマークの周知を図ります。

① 手話通訳者・要約筆記者等の確保

手話通訳者派遣事業について、制度の周知等を図るとともに、講座等を開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。

② 障害者に関するマーク等の周知

意思疎通に困難を抱えている等、外見では分かりにくい障害者が、必要な援助や配慮を受けやすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨について、ポスターや広報媒体を活用した広報、啓発を行うなど村民への周知に努めます。

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づく障害者への虐待防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害者の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度を推進します。また、障害者への虐待の未然防止や早期発見等の取り組みを一層推進します。

① 権利擁護の推進

知的障害や精神障害等の理由で判断能力やコミュニケーションが不十分な人が、住み慣れた地域で安心した生活を続けるために、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援、相談等を行う成年後見制度の推進に努めます。

② 虐待防止に向けた取組の充実

奄美地区虐待防止センターを設置し、専門部会での研修を行い、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。

また、児童については、要保護児童対策地域協議会における研修の実施と、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、障害者差別解消法の内容について周知・啓発を行います。また、障害者及びその家族からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

① 障害者差別解消法の周知

広く村民に対して障害者差別解消法の趣旨・目的等の周知及び啓発を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

② 差別に関する連携体制の充実

障害者に対する差別やその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等の連携体制の充実を図ります。

奄美地区障害者差別解消支援地域協議会を年2回開催し、合理的配慮のあり方について協議を行います。

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者にも「合意的配慮の提供」が義務化されます。村内事業所への周知に努めます。

4 生活支援

障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの障害者のニーズ・実態に応じた相談支援体制の充実を図ります。

また、障害者が安心して自由に意思表示ができるように支援します。

(1)意思決定支援の推進

平成 29 年 3 月に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、障害者の意思決定支援のより一層の充実を図ります。

① 意思決定のための支援

障害者の意思確認ができるよう、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示ができるように支援します。

また、意思決定支援推進のため、家族や事業者等との連携強化を図ります。

② 意思決定支援体制の促進

自己決定や意思決定が困難な障害者を支援するため、関係者間で、本人の日常生活や福祉サービスでの表情、感情、行動に関する記録等の情報に加え、これまでの生活史、人間関係等の様々な情報を共有し、本人の意思及び選考を推定する体制の促進を図ります。

(2)相談支援体制の充実

障害者の様々な相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員等の協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

① 身近な相談員による相談体制の充実

地域における身近な相談者である民生委員・児童委員や身体障害者相談員の相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して各種相談を実施します。

② 専門機関等との連携

円滑な相談支援を実施するため、保健所等の関係機関との連携を図ります。

(3)福祉サービスの充実

障害者の地域生活・在宅生活を支えるため、近隣市町村と連携し訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

① 訪問系サービスの充実

障害者が、その適性に応じて、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、重度訪問介護等のサービスにより介護や家事援助等の支援を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障害者の状況に応じて、主に日中において通所等による生活介護や自立訓練等のサービスを提供します。

③ 居住系サービスの検討

今後のニーズに応じて、グループホーム等居住系サービスの設置を検討します。

④ 地域生活支援事業の推進

障害者が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を実施し、障害者や介助者の地域生活を支援します。

⑤ 家族介護者への支援

短期入所サービスや日中一時支援事業等の周知を図り、障害者を介護している家族の負担軽減に努めます。

⑥ 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービスが提供され、障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。様々なサービスを組み合わせることにより、宇検村での生活が自分らしく過ごせるよう事業所のサポートを行います。

(4)社会参加の促進

障害者が「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域交流や地域行事への参加の促進を図ります。

① 地域交流の促進

障害者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し地域交流を促進します。自立支援推進員を中心としたデイケア活動「ほーらしゃ会」の活性化を図ります。

② 地域行事への参加促進

障害者がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保等に努め、参加の促進を図ります。これまでと同じく体育大会や完走歩大会などの村イベントに滝の園（障害者支援施設）の方々が参加しやすい行事の運営に努めます。

(5)スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等への参加を促進し、障害者の地域の中での生きがいづくりを支援します。

① スポーツ活動の参加機会の充実

鹿児島県障害者スポーツ大会・大島地区障害者ゲートボール大会等への参加を支援するとともに、障害者のスポーツニーズに対応するため、関係機関と連携し、障害者スポーツ大会の開催等を支援します。

② 文化活動の参加機会の充実

障害者が、文化・芸術活動に参加しやすくなるよう関係団体等と連携し、手話通訳者や要約筆記者等による障害者に対応した教室や講座の開催に努めます。公民館講座では障害者も参加しやすいプログラムの内容について検討します。

また、図書室においては、点字・大活字本を揃えるなど、障害に応じた対応に努めます。

(6)人材の育成、ボランティア活動の推進

サービス等の担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用、障害者団体・ボランティア団体の活動支援を行い、障害者の多様化するニーズに対応します。

「健者大学」においてゲートキーパー研修等を行い、人材育成に努めます。

① ホームヘルパー等の確保

ホームヘルパー等の障害者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。

② ボランティア活動への参加の促進

関係機関と連携し、ボランティアの養成及びボランティア団体の機能強化を図り、ボランティア活動への参加の促進に努めます。

③ ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等を行い、講座等の情報提供の充実に努めます。

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障害者がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

(1) 障害の原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

障害の早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康に関する取り組みを進めます。

① 就学前における支援体制の充実

乳幼児健診等を通して、療育の必要な児童を早期に発見し、早期に療育につなげられるよう、定期健診の受診率の向上に努めます。

また、近隣市町村の児童発達支援事業所及び保育所等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。

② 各種検（健）診等の実施

障害の発生の原因となる疾病等の予防や病気の早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種検（健）診等を実施します。

また、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。

③ 精神保健対策の充実

障害の状況に応じて、心の健康づくり等の幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。

また、医療が必要な場合は、医療機関等と連携を図ります。

(2) 医療体制の充実

障害者が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携を図り、医療体制の充実に努めます。

① 歯科治療に関する情報提供

障害者が安心して歯の治療を受けられるよう、関係機関等と連携し、専門の歯科医等の情報提供を図ります。

② 医療体制の充実

疾病等による障害発生の予防・軽減のため、医師会や関係機関等と連携し、医療体制の充実に努めます。

(3)福祉・保健・介護・医療の連携

地域社会において障害者が安心して生活を送るため、行政機関や施設、診療所、関係機関等との連携の強化を図ります。また、福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するよう、計画相談の質の向上を図ります。

① 関係機関等との連携強化

地域社会において障害者が、安心して生活を送れるよう、行政機関や施設、診療所、関係機関等との連携の強化を図ります。

② 計画相談の質の向上

福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障害者を対象とする計画相談（ケアマネジメント）の質の向上を図ります。

6 教育・育成

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障害のある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない子どもと共に受けることができる仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を目指し、障害のある子どもの保育・療育・教育の充実を図ります。

(1) 就学前児童への支援

障害のある子どもが、身近な地域で保育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

① 保育士等への研修の実施

障害のある子どもの能力や可能性を最大限引き出せるよう、研修等を行い、保育士等の専門的な知識の習得と資質向上を図ります。

② 発達障害児への支援

保育所と県や村の関係機関との連携を図り、発達障害の早期発見、早期支援に努めます。

③ 相談支援体制の充実

保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行い、療育施設や医療機関等と連携を図ります。

また、就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談で小学校入学への不安の解消を図るとともに、関係機関との連携で入学後の学習又は学校生活において支援を行います。

④ 保護者への子育て支援

障害のある子どもの保護者に対し、学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を利用している障害のある子どもが、保育所等で集団活動を行うにあたり、専門的な援助を必要とする場合に、訪問指導を行うなどの支援に努めます。

(2)学校教育の充実

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

① 個別支援体制の推進

障害のある子どもが、障害のない子どもと同じように教育が受けられるよう、児童・生徒の障害に合わせた個別の支援を図ります。

② 特別支援教育の充実

関係機関、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。

③ 学校施設、設備の改善

新たな学校施設の整備は、児童・生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設についても、鹿児島県が制定している「鹿児島県福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化の整備を検討していきます。

④ 教員の専門性の向上

教員の資質向上のための研修の充実に努めます。

また、インクルーシブ教育の推進を図り、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学べる体制を構築していきます。

(3)切れ目ない支援体制の整備

障害のある子どもが、将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫したきめ細やかな支援の構築を進めます。

① 就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築

就学前から卒業後に至るまで、切れ目のない支援体制を促進するため、福祉関係機関及び教育関係機関等が連携し、一貫した支援体制の整備に努めます。

7 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が、地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要であり、働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現するために、雇用支援・就労支援を推進します。

また、障害者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

(1) 一般就労支援施策の充実

県の雇用関係の機関や「あまみ障害者就業・生活支援センター」等と連携を図り、障害者の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。また、近隣市町村と連携し、障害者就労支援事業等により、障害者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

① 企業等における理解の促進

広報紙やパンフレット等により改正障害者雇用促進法の周知を図り、法定雇用率等の障害者雇用についての理解促進を図ります。

② 均等な雇用機会、待遇の確保

関係機関と連携し、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての周知・啓発に努め、障害の有無にかかわらず均等な雇用機会及び待遇の確保を図ります。

③ 障害者就労支援事業の活用

「あまみ障害者就業・生活支援センター」等の関係機関と連携し、障害者の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会等、各種事業の周知に努めます。

④ 一般就労への移行

「あまみ障害者就業・生活支援センター」や関係機関との連携を図り、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進に努めます。

年1回の障害者就職登録相談会の開催等を「あまみ障害者就業・生活支援センター」と連携してサポートを行います。就職に向けての生活を整えるため（住まい・経済面）のサポートを北大島くらし・しごとサポートセンターと連携を図ります。

(2)一般就労が困難な障害者への就労支援

働く意欲があっても、一般就労の難しい障害者に対して、個々の特性に合った仕事が見つけれられる支援体制の整備を支援します。また、「障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、庁内における障害者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

① 福祉的就労の支援

一般就労が困難な障害者が、障害の特性に配慮して提供される就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用した福祉的就労を支援します。

② 物品・役務の調達の推進

「障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、庁内における障害者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

(3)経済的自立の支援

障害者が、必要とされる適切な医療を継続して受診できる環境を整えるため、障害者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

① 医療費の助成

障害者が、必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

② 障害のある子どもへの就学奨励

障害のある児童・生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて扶助します。

③ 各種手当等の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図り、支給を行います。

8 行政サービス等における配慮

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障害者への理解の促進に努めます。また、障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

(1) 障害及び障害者への理解の促進

障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障害者への理解の促進に努めます。

① 必要かつ合理的な配慮の実施

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

② 職員への啓発

職員に対して障害者への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

(2) 選挙等における配慮

障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

① 投票機会の確保

投票所での投票が困難な障害者の投票の確保を図るため、選挙の公正を確保しつつ、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進に努めます。

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 第6期目標の評価

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

村の目標設定の考え方

1. 国の基本指針に基づいて、6%以上（1人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本村の実情を考慮し、地域生活移行人数の目標設定を1人とします。
2. 国の基本指針に基づいて、施設入所者の1.6%以上（1人以上）を削減すべき本計画では、本村の実情を考慮し、削減数の目標設定を1人とします。

【国の基本指針】

1. 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	目標値	実績値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）		12人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数（B）	11人	11人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標1】 減少見込み数（A-B）	1人 (8.3%)	1人 (8.3%)	差引減少見込み数
【目標2】 地域生活移行者	1人 (8.3%)	1人 (8.3%)	施設入所からグループホームなど地域生活へ移行した者の数

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

村の目標設定の考え方

令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所圏域整備します。また、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

令和5年度末の整備箇所数		整備形態		1年間の運用状況 検証・検討の回数	
目標	実績	目標	実績	目標	実績
未整備のため 1か所整備予定	無	圏域整備	圏域整備予定	1回	無

3 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

- 障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

村の目標設定の考え方

国の基本指針に基づく、令和 5 年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上（1 人）、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を 7 割以上、就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所を 7 割以上となりますが、本村の実情を考慮し、一般就労への移行者数を 1 人、また、この目標値を達成するため、令和 5 年度就労移行支援事業利用者を 1 人、就労継続支援 A 型事業利用者を 1 人、就労継続支援 B 型事業利用者を 17 人と設定します。

さらに、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を 100%として設定します。なお、本村には就労定着支援事業所は整備されていないことから、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合及び就労定着率については設定しません。

項目	目標値	実績値
令和元年度の一般就労移行者		0 人
令和 5 年度の一般就労移行者	1 人	0 人
令和 5 年度就労移行支援事業の利用者数	1 人	0 人
令和 5 年度就労継続支援 A 型事業の利用者数	1 人	0 人
令和 5 年度就労継続支援 B 型事業の利用者数	17 人	21 人

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

1. 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
2. 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

村の目標設定の考え方及び実績

1. 児童発達支援センターは圏域に1カ所設置されています。
2. 保育所等訪問支援を利用できる体制は、圏域で確保されています。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

村の目標設定の考え方

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1カ所、圏域で確保します。

令和5年度末の整備箇所数		整備形態	
目標	実績	目標	実績
未整備のため 1カ所整備予定	未整備	圏域整備	圏域整備予定

② 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

村の目標設定の考え方

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを1カ所、圏域で確保します。

令和5年度末の整備箇所数		整備形態	
目標	実績	目標	実績
未整備のため 1カ所整備予定	未整備	圏域整備	圏域整備予定

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

①保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

村の目標設定の考え方及び実績

関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域で設置済みです。

②コーディネーターの配置

村の目標設定の考え方

令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域で設置します。

令和5年度末の配置見込み		配置形態	
目標値	実績値	目標値	実績値
未配置のため 令和3年度から配置予定	0	圏域配置	圏域配置予定

5 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

村の目標設定の考え方及び実績

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を圏域で確保しています。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

①サービスの質の向上を図るための体制の構築

村の目標設定の考え方

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

令和5年度末の体制構築	
目標	実績
構築予定	有

②サービス等の質を向上させるための取組

村の目標設定の考え方

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための下記取組を実施します。

令和5年度末の 各種研修への 職員の参加		障害者自立支援審査支払等システム による審査結果				指導監査結果の関係市町村との共有			
		令和5年度末の 共有体制		令和5年度末の 事業所等との 共有の実施		令和5年度末の 共有体制		令和5年度末の 関係自治体との 共有の実施	
目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
1人	1人	体制有	有	1回	0回	体制有	有	1回	0回

第2章 基本的理念等

1 基本的理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

(1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2)障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの[※]均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3)入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

※均てん化：障害福祉サービス等の地域格差をなくし、全国どこでも等しくサービスを受けられるようにすること

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5)障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6)障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

(7)障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

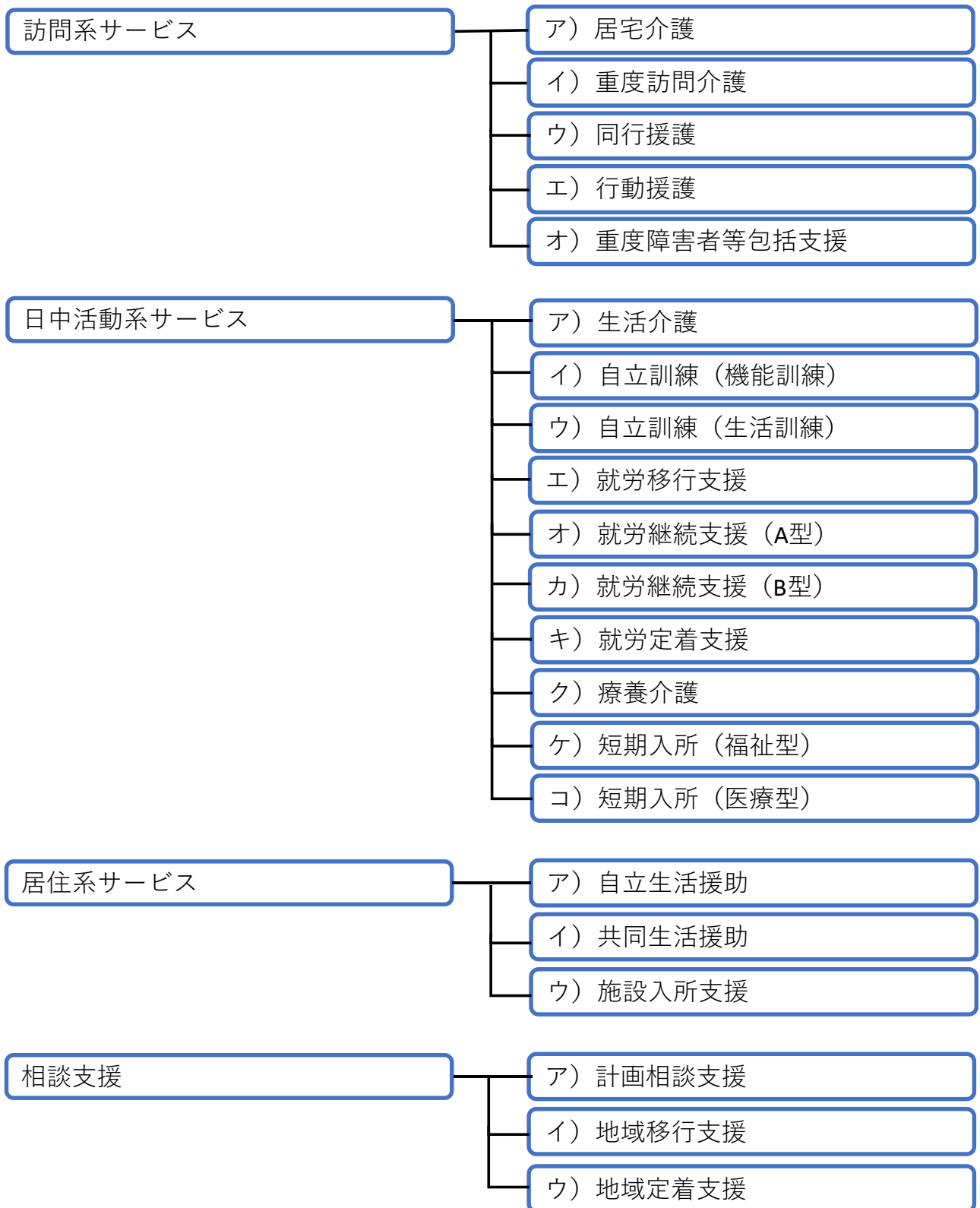
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障害児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

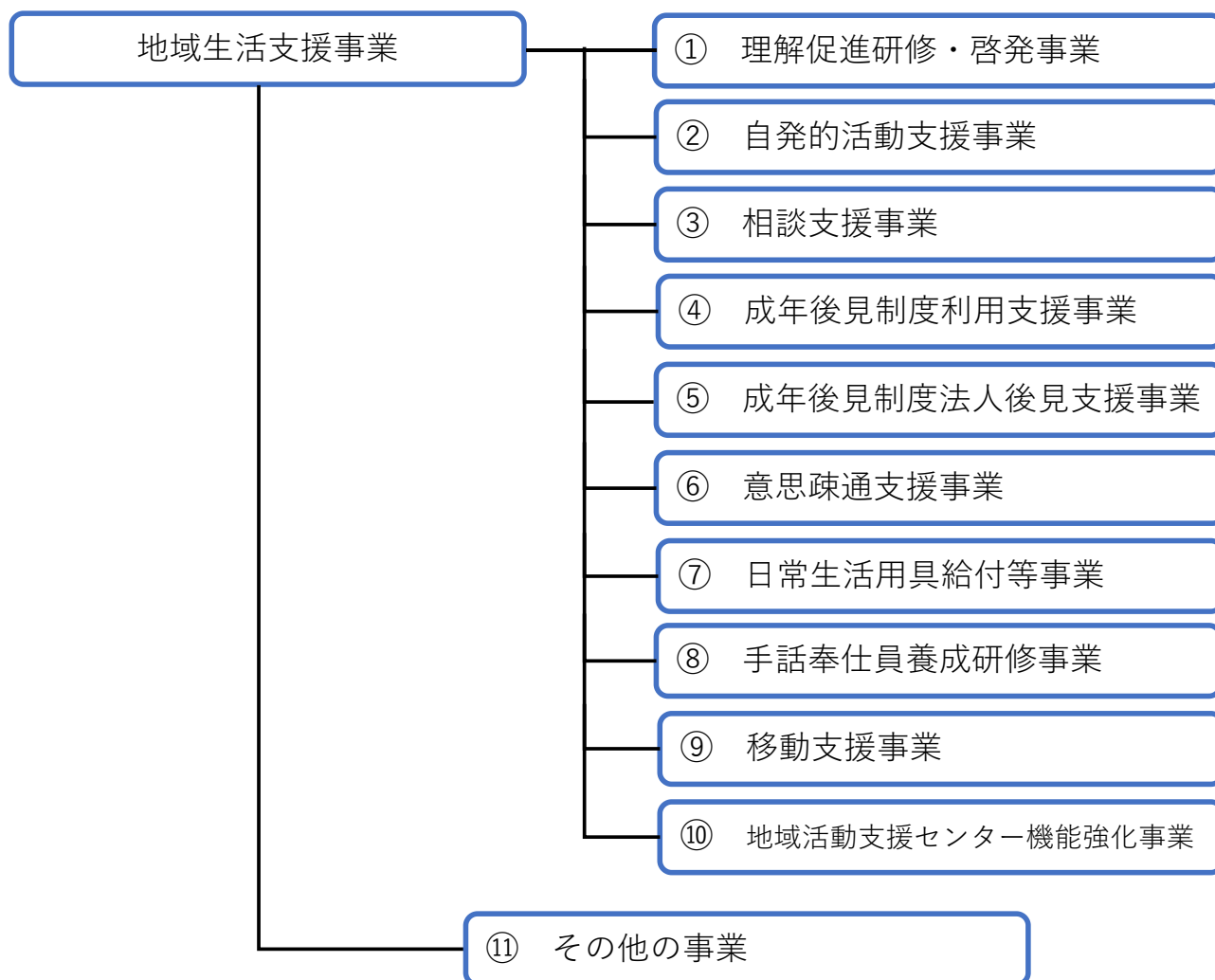
- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

5 事業の全体像

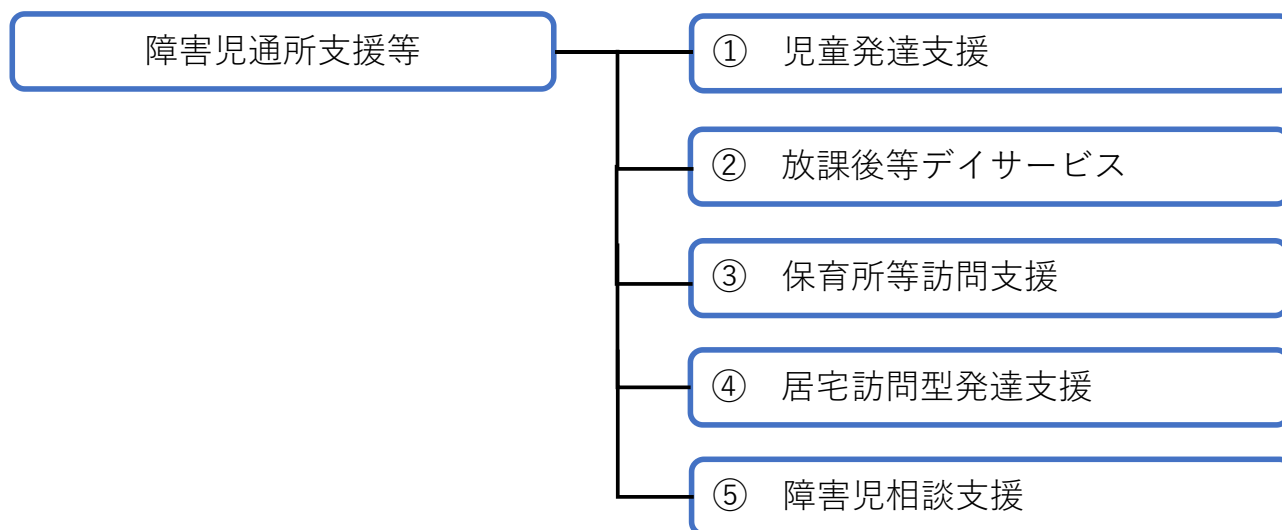
(1)自立支援給付(障害者総合支援法)



(2)地域生活支援事業(障害者総合支援法)



(3)障害児通所支援・障害児相談支援(児童福祉法)



第3章 第7期計画の成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

1. 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

村の目標設定の考え方

1. これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者11人のうち1人(9.1%)が地域生活へ移行する。
2. これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者13人のうち1人(9.1%)を削減する。

項目	目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	11人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数(B)	10人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標1】 地域生活移行者	1人 (9.1%)	施設入所からグループホームなど地域生活へ移行した者の数
【目標2】 削減見込数(A-B)	1人 (9.1%)	差引減少見込み数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。

村の目標設定の考え方

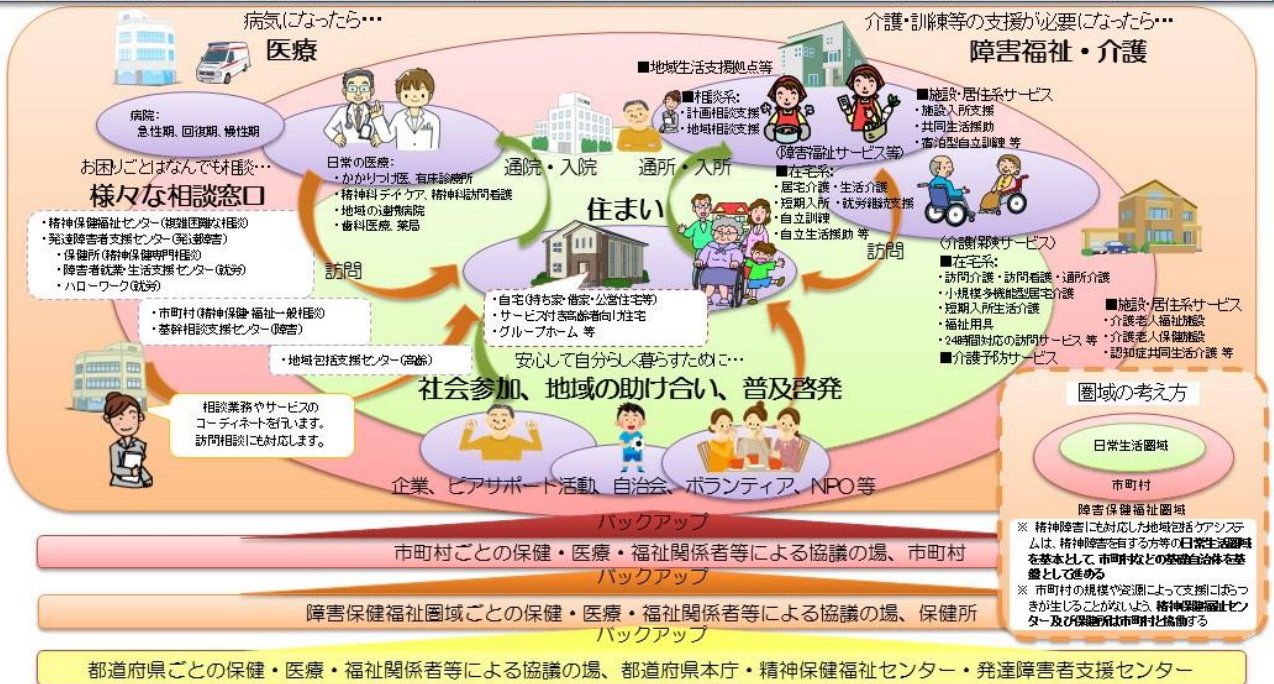
令和8年度末までに、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を326日以上とすることを目標とします。

また、自立支援協議会として協議の場を設置し、協議することとします。

精神障害者の退院後の地域生活平均日数 326日

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向けていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
2. 令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

村の目標設定の考え方

1. 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を1カ所圏域整備する。また、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
2. 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を圏域にて進めることを目指す。

令和5年度末の整備箇所数	整備形態	整備目標年度	1年間の運用状況検証・検討の回数
未整備のため 1カ所整備予定	圏域整備	令和8年度	1回

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

1. 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
2. 就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
3. 就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
4. 就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
5. 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
6. 就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。
7. 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

村の目標設定の考え方

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、就労移行支援事業、就労継続支援事業についてそれぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

なお、本村には就労定着支援事業所は整備されてないことから、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合及び就労定着率については設定しない。

項目	目標値
令和3年度の一般就労移行者数	0人
令和8年度の一般就労移行者数	1人
令和3年度就労移行支援事業における一般就労移行者数	0人
令和8年度就労移行支援事業における一般就労移行者数	1人
令和3年度就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	0人
令和8年度就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	1人
令和3年度就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	0人
令和8年度就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	1人
令和3年度就労定着支援事業における利用者数	0人
令和8年度就労定着支援事業における利用者数	1人

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
2. 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

村の目標設定の考え方

1. 児童発達支援センターは圏域に1カ所整備されている。
2. 令和8年度末までに、圏域において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
2. 令和8年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

村の目標設定の考え方

1. 令和8年度までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所、圏域で確保する。
2. 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場は圏域で1カ所の設置されている。なお、令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーター1名を配置する。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

1. 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
2. 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を実施する体制を確保するために、成果目標を設定する。

項目	令和8年度末の目標値
基幹相談支援センターの設置の有無	有（圏域）
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有（圏域）
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議会の体制の確保	有（圏域）

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

成果目標

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するために、数値目標を設定する。

項目	令和8年度末の目標値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（職員への研修の実施）	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（仕組や体制）	有
指導監査結果の関係市町村との共有（仕組や体制）	有

第4章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

1 サービスの体系

障害のある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型からなる「指定障害福祉サービス」（全国同一内容のサービス）、「相談支援」、「地域生活支援事業」および「児童福祉法による障害児通所支援・障害児相談支援」から構成されます。「地域生活支援事業」については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、宇検村の障害福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービス内容を実施しております。

2 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・障害支援区分が区分 1 以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人 (障害支援区分 3 以上)	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	・視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆、代読含む）や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	・常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② 第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	時間/月	8	58	8	69	8	32
	人/月	1	1	1	1	1	1
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包 括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ サービスの見込量

第6期までの利用実績や障害者の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定する。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	30	40	40
	人/月	2	2	2
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包 括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(2)日中活動系サービス

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人 	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人、又は難病を患っている人 	身体障害のある人、又は難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障害者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者 	知的障害又は精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人 	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A 型)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人 	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B 型)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人 	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 	一般就労に移行した障害者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。

名称	主な対象者	サービス内容
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人 (1)筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人 (2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の人 	<p>病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所 (福祉型)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分が区分1以上の人 ・障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童 	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>
短期入所 (医療型)	<ul style="list-style-type: none"> ・遷延性意識障害児・障害者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・障害者等 	

② 第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人日/月	352	254	352	254	352	209
	人/月	16	13	16	12	16	12
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立機能 (生活訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	0	6	0	0	0	0
	人/月	0	2	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	人日/月	22	12	22	0	22	0
	人/月	1	1	1	0	1	0
就労継続支援 (B型)	人日/月	320	391	320	424	340	369
	人/月	16	26	16	25	17	25
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日/月	0	7	0	21	0	0
	人/月	0	1	0	1	0	0
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ サービス見込量

第6期までの利用実績や利用者数、新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援B型施設等、日中活動の場の見込量を設定する。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	250	250	250
	人/月	12	12	12
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立機能 (生活訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労選択支援	人/月		1	1
就労移行支援	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
就労継続支援 (A型)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日/月	360	360	360
	人/月	25	25	25
就労定着支援	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日/月	3	10	10
	人/月	1	2	2
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	・障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	・障害者（身体障害のある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	・生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ・自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

② 第6期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	7	10	7	9	7	9
施設入所支援	人/月	12	11	12	11	11	11

③ サービスの見込量

第6期までの利用実績及び利用者数、障害者の人数の推移等を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定する。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	10	10	12
施設入所支援	人/月	11	10	10

(4) 相談支援

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障害者 ・障害福祉サービスを利用する 18 歳未満の障害者 	<p>サービス利用支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者 	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者 	<p>対象となる障害者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

② 第 6 期計画と実績

種類	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	人/月	6	3	6	3	6	2
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

③ サービスの見込量

サービス利用状況や地域生活への移行ニーズ、障害者の人数の推移等を勘案して見込量を設定します。

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人/月	3	3	3
地域移行支援	人/月	0	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

3 障害児支援に関するサービスの必要な量の見込み

障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

また、障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

① サービスの内容

名称	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	・発達に不安のある幼児、児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	・発達に不安があり、医療的支援が必要な幼児、児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。令和6年度から児童発達支援に一元化されます。
放課後等デイサービス	・発達に不安のある児童、生徒	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	・保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	・重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	・障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する全ての発達に不安のある幼児、児童、生徒	障害児支援利用援助は、障害児通所給付費の申請に係る発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

② 第2期計画と実績

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人日/月	5	2	5	8	5	6
	人/月	1	1	1	2	1	3
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	0	0	0	2	0	2
	人/月	0	0	0	2	0	2
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	1	0	1
	人/月	0	0	0	1	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	1	1	1	3	1	3
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	1	0	1	0	1	0

③ サービスの見込量

第2期の利用実績、障害児の人数の推移等を基に、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	30	20	20
	人/月	3	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	10	15	15
	人/月	2	3	3
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	5	5	5
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	0	0	0

第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込み

1 地域生活支援事業とは

障害者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に事業を実施します。

この事業は、障害者の福祉の増進を図るとともに、すべての村民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目指します。

なお、地域生活支援事業には、必ず実施する必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業があります。

本村が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

名称	実施事業	
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	
	(2) 自発的活動支援事業	
	(3) 相談支援事業	ア) 障害者相談支援事業 イ) 基幹相談支援センター/基幹相談支援センター等強化事業 ウ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	(4) 成年後見制度利用支援事業	
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	
	(6) 意思疎通支援事業	
	(7) 手話奉仕員養成研修事業	
	(8) 移動支援事業	
	(9) 日常生活用具給付事業	
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業	
任意事業	(1) 福祉ホーム事業	

2 必須事業の見込み量と確保方法

(1)理解促進研修・啓発事業

① 事業の内容

村民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。実施にあたり、いずれかの形式による方式で事業を実施することとなっています。

- ア 教室等開催 イ 事業所訪問 ウ イベント開催
エ 広報活動 オ その他形式

② 留意事項

- ・市町村は事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心をもつように努めること。また、事業は通年的に実施するように努めること。
- ・障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、あくまでも障害に関する部分に限る。
- ・障害施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは対象外とする。

③ 事業の見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施の有無	-	有	有	有	有	有	有

(2)自発的活動支援事業

① 事業の内容

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業を行います。実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施することとなっています。

- ア ピアサポート イ 災害対策 ウ 孤立防止活動支援
エ 社会活動支援 オ ボランティア活動支援 カ その他の形式支援

② 留意事項

- ・団体へ委託または補助する場合、支出された委託費または補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。
- ・特定の者のみが事業に関わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。

③ 事業の見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施の有無	-	有	有	有	有	有	有

(3)相談支援事業

ア) 障害者相談支援事業

① 事業の内容

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

② 留意事項

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介 等

③事業の見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施事業所数	か所	2	2	2	2	2	2

イ) 基幹相談支援センター／基幹相談支援センター等機能強化事業

① 事業の内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号および第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うこととなっています。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談事業を強化するために必要と認められる者）を配置する事業です。

② 事業の見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
設置の有無	-	有	有	有	有	有	有

ウ) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

① 事業の内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行います。

ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行います。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行います。

イ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

② サービスの見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施の有無	-	無	無	無	無	無	無

(4)成年後見制度利用支援事業

① サービスの内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 65 条の 10 の 2 に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部または一部について検討します。

② サービスの見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0

(5)成年後見制度法人後見支援事業

① 事業の内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することを目的として実施します。

② 事業の展開

●法人後見実施のための研修

ア 研修対象者

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・論理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成します。

●法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

法人後見の活用等のための地域の実態把握や法人後見推進のための検討会等を実施します。

●法人後見の適切な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制を構築します。

●その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

③ 事業の見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実施の有無	-	有	有	有	有	有	有

④ 成年後見制度の利用促進のために

○成年後見制度や権利擁護に関する相談を受け、専門相談へ繋がります。また、申し立て手続き等の相談に応じることで成年後見制度の普及や利用促進を今後も継続して行います。

○奄美市、大和村、宇検村 3 市村で、中核機関を設置し、相談体制の充実を図っています。

(6)意思疎通支援事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

① 事業の内容

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演または講義等、並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

イ) 手話通訳者設置事業

① 事業の内容

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置する事業です。

② 事業の見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実設置者数	人/年	0	0	0	0	0	0

(7)手話奉仕員養成研修事業

① 事業の内容

聴覚障害者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

② 事業の見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
修了者数	人/年	0	0	0	0	0	0

(8)移動支援事業

① 事業の内容

屋外での移動が困難な障害者等について、移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

※現在は村内で実施する事業所がないため実績も0ではあるが、事業所ゆらりが行っているサービスにより通院や買い物、様々な手続きをスムーズに行うことができます。

② 見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	1
延べ利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	8

(9)日常生活用具給付事業

① 事業の内容

日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付、または貸与する事業です。

② 具体的内容

- ア) 介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
- イ) 自立生活支援用具・・・入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
- ウ) 在宅療養等支援用具・・・透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
- エ) 情報・意思疎通支援用具・・・点字器、人口咽頭、聴覚障害者用情報受信装置等
- オ) 排泄管理支援用具・・・ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
- カ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修）

・・・障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うサービス

③ 見込量

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ア) 介護・訓練支援用具	1	1	1
イ) 自立生活支援用具	1	1	1
ウ) 在宅療養等支援用具	2	2	2
エ) 情報・意思疎通支援用具	1	1	1
オ) 排泄管理支援用具	60	60	60
カ) 居宅生活動作補助作業 (住宅改修)	1	1	1

(10)地域活動支援センター機能強化事業

① 事業の内容

障害者等に通っていただき、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

② 見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和 6 年	令和7年	令和8年
実施個所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	1	0	0	1	1	1

3 任意事業の必要な量の見込み

(1)福祉ホーム事業

① 事業の内容

家庭環境、住宅事情等により、居宅で生活することが困難な障害者に対し、低額な料金で居室その他設備が利用できるようにし、障害者の地域生活を支援する事業です。

② 見込量

	単位	実績			見込み		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
延利用者数	人日/年	0	0	0	0	0	0

4 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 障害者等に対する虐待の防止

村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、奄美地区障害者虐待防止センターを中心として、瀬戸内福祉出張所、児童相談所、大島支所保健福祉課、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。

また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- ② 一時保護に必要な居室の確保
- ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修
- ④ 権利擁護の取組

(2) 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動に取り組む障害者や指導者・支援団体等の活動を、様々な方法でサポートし、障害者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

(3) 障害を理由とする差別の解消の促進

障害及び障害者への理解を深めるための広報、啓発活動を推進するとともに、障害者及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

障害福祉事業所等を対象に、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へつながる有効な取り組み等について情報提供等を行います。

5 障害者を支える体制づくり(奄美地区地域自立支援協議会)

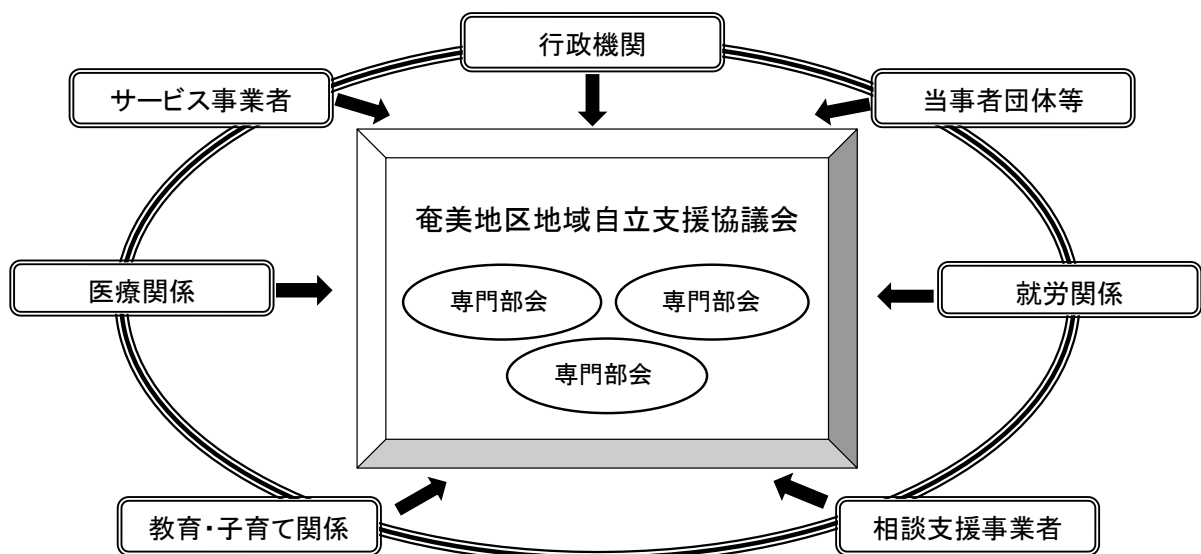
障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、これらのサービスの適切な利用を支える相談体制の構築とともに、地域全体で障害者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワーク構築、強化することが重要になります。

このため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される奄美地区地域自立支援協議会が設置されています。

この自立支援協議会は、村や相談事業所が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業所、医療・教育・雇用・保健を含めた関係者が地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。自立支援協議会がその役割を果たすために、専門部会を設け関係者間の連携を図っています。

また、協議会事務局を奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町が委託する奄美地区障害者等基幹相談支援センター（ぴあリンク奄美）が担っており、全体会や定例会、研修会などの企画運営を実施し、地域の総合的・専門的相談体制、地域移行・定着の促進、障害者虐待防止への対応、権利擁護についての業務も実施しています。

【奄美地区地域自立支援協議会の組織図（イメージ図）】



第4部 計画の推進

1 計画の推進体制

(1)PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

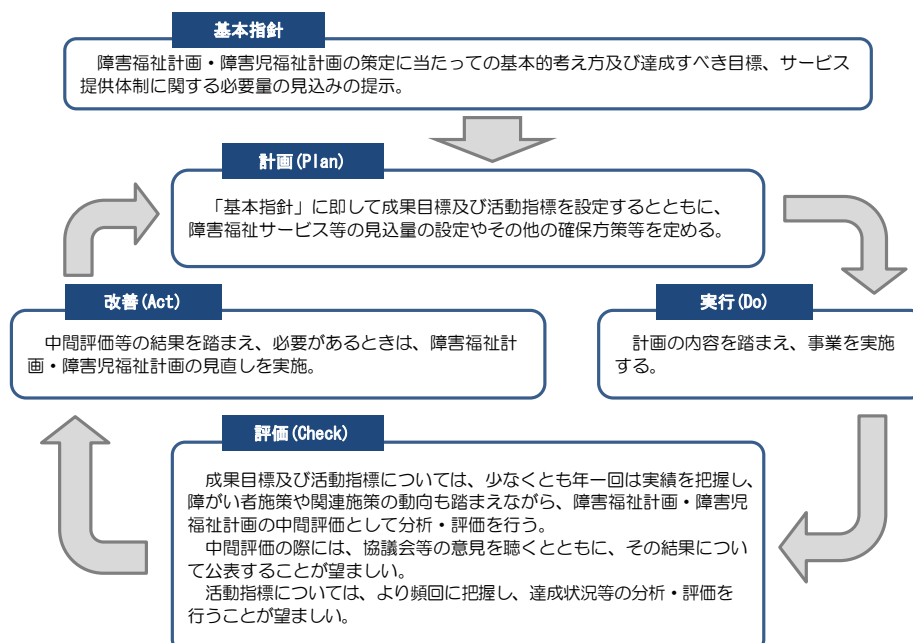
「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(2)計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。
- 中間評価の際には、障害者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

【障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

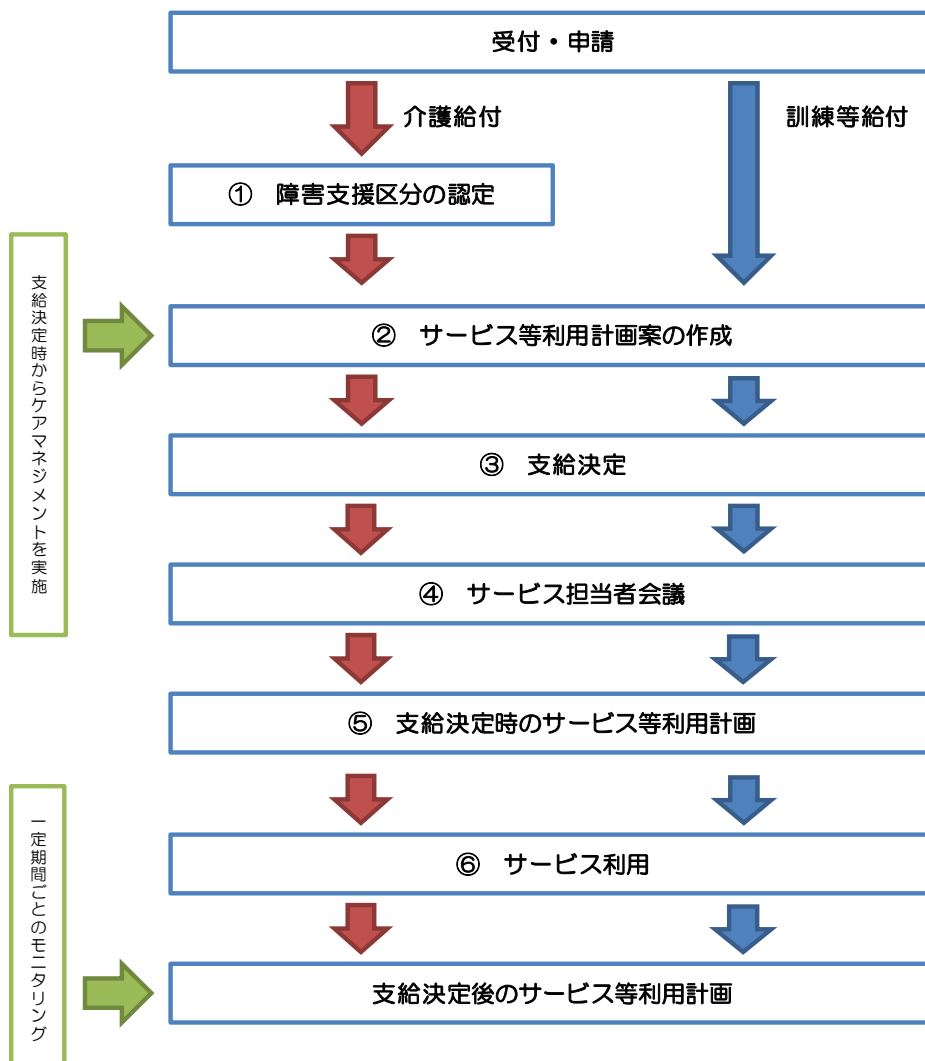
※「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

2 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

(1) サービス利用までの流れ

- ①サービスの利用を希望する人は、村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②村は、サービスの利用の申請をした人（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、村に提出します。
- ③村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。

【支給決定プロセス】



(2)サービスの質の確保

各種関係機関と連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

(3)苦情処理システムの確立

障害者は、村が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に審査請求ができることになっています。

さらに、村の窓口等でも対応できるようにします。

(4)障害者総合支援法、児童福祉法についての幅広い広報

村民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

○広報紙・ホームページを活用し、随時、障害者総合支援法、児童福祉法等の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレット等を作成し、配布します。

○障害者の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等のあらゆる組織と連携し、障害者施策に関する情報や説明を行います。

(5)情報ネットワークの構築

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括、提供できる体制づくりが必要です。このため、行政と各関係機関及び村民が情報共有を図ります。

(6)人材の確保

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者等の資質の向上、NPOやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

第2章 資料編

1 奄美地区地域自立支援協議会における提言・要望

① 令和5年度第1回定例会

相談窓口・支援者を支える仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none">・不登校児の保護者がスムーズに相談できる場所や窓口の設置及び広報・地域や民生委員と繋がるための窓口の設置 ⇒つながりが難しい・民生委員が一人で抱え込まないように支える仕組みづくり・当事者（自殺未遂）が相談しやすい窓口 <p>⇒自殺未遂者が増えてきている。どこに相談してよいか分からない。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援者を支えるための体制づくり ⇒自殺未遂者への支援は支援者も悩む。
緊急時等の受け入れ
<ul style="list-style-type: none">・緊急受け入れの施設の増設 <p>⇒保護者が入院などした際に、緊急受け入れできる施設が少ない。</p> <p>家族が県大会などに行く際に預かっていただけるような場所もあればよい。</p>
福祉サービスや事業の不安感の解消
<ul style="list-style-type: none">・介護事業所に若い人向けの活動プログラムを取り入れてほしい <p>⇒中途障害の若い方（40代くらい）の行き場がない。</p> <ul style="list-style-type: none">・サービスの偏り（就労Bは多いが、GHは少ない）を改善してほしい・障害福祉サービスにおける高齢化への対応 ⇒障害福祉サービスが本人の実態と合わなくなってくる。・病院から在宅に行くまでの中間施設（介護の老健施設のような施設）の設置・療育施設の市街地以外（笠利、住用、宇検、大和）への設置・夏季休業中の福祉サービスと保護者の出勤時間を埋めるようなサービス（送迎サービスなど）の実施 <p>⇒夏季休業中はショートステイの預かりが9時からなので、親の出勤時間とのずれがある。</p> <ul style="list-style-type: none">・障害関係の福祉サービスがない地域（住用地区、大和村）への事業所の設置・福祉用具の貸与に関するサポートや支援 ⇒身障以外では購入、レンタルのサポートがないと感じる。・介護保険分野でも「働く」機会を提供できる場づくり ⇒65歳以上の人の行き場として必要。・自助グループ（断酒会など）の設置・ヘルパー不足の解消 <p>⇒65歳以上の障害福祉サービス利用についてニーズがあるがヘルパーが不足していて対応できない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティアの活用 ⇒買い物などの簡単な仕事でボランティアを活用できないか。・ヤングケアラーの対応・在宅ワークの際のネット環境整備の補助 ⇒パソコン貸与はあるが、ネット環境は個人負担が多い為。・事業所の送迎に関する交通費補助 ⇒送迎の範囲外から事業所利用する方へなどの場合負担が大きい。

人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所増に伴う、職員の質の低下に関する懸念 ⇒就労Bなど施設が増えているが、スタッフの質が心配。 ・福祉サービスにおける人材育成及び確保 ⇒職員不足、職員の高齢化の現状に対して将来的に考えていく。 ・福祉に携わるマンパワー不足への対応 ⇒福祉の魅力をみんなで協力し、働く人を集める努力。 ・子どもの事業所の職員不足の解消 ⇒利用したい人も多いが、職員不足で受け入れられない現状がある。 ・ヘルパーの人材不足の解消 ⇒人材不足によりニーズに対応できていない現状がある。 ・適切なヘルパー利用体制の構築 <p>⇒現在ヘルパーを利用している方もゴールを決めて支援を調整し、より必要な方が利用できるような支援体制が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支援者の質や対応力」等の支援力向上のための研修の実施 ・人事育成に関する市町村の考え方の共有 ⇒市町村はどのように考えているか知りたい。
教育と福祉の連携
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の福祉サービスに対する理解の差の解消 <p>⇒学校と連携を取りたいがうまくいかないことが多い。各学校の理解の差があると感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の悩みを「聞ける」「対応できる」仕組み <p>⇒学校現場でも困り感のある子どもは増えている。現場は対応について悩みがあるのではないか。</p>
災害時への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の地域内協力体制を意識した地域づくり ・福祉避難所の数値化 ⇒緊急時災害時対応として把握できないか。 ・通所施設に宿泊できるような体制づくり ⇒緊急時の対応として介護保険のような体制を作ってほしい。
情報提供、周知、広報、障害理解
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療（在宅対応できる歯科など）に関する情報の共有 ・健康診断などに関する分かりやすいツールの作成及び提示 <p>⇒現在は、支援者がサポートしているが、利用者はどのような検査をするのか不安がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の情報に関するパンフレットの作成 ⇒事業所情報が分からないため。 ・関係機関へ障害理解を促すための研修の定期的かつ継続的な実施 <p>⇒学校、行政その他関係機関や団体に対して。</p>

② ピア部会「生活の中であつたら良いと思う福祉サービス」について

相談・情報提供
<ul style="list-style-type: none">・福祉版 FP（ファイナンシャルプランナー）がいたらよい ⇒将来を見据えた貯金、保険、お金のことが相談できる。・24時間で相談できるサービス ⇒何かあったとき「話を聴いてくれる」「すぐに対応してくれる」相談先が欲しい。いのちの電話はつながらない。
雇用・就労
<ul style="list-style-type: none">・障害者枠がない分野や障害者雇用の経験がない企業に向けた障害者雇用の周知 ⇒社会全体で障害者雇用があたりまえとして受け入れられるようになってほしい。・作業所にシャワールームを設置できるようサポートしてほしい ⇒畑作業などが多いため。
生活環境の整備
<ul style="list-style-type: none">・体調不良時（コロナや、精神の病気で状態が悪い時など）外に出られない状況の時などの緊急時に、宅食サービス（補助も含め）が利用できるとよい ⇒病気をしているとき食事の用意ができなくて困った。・定期的なヘルパー利用以外にもヘルパーを利用できるサービス ⇒重度身体障害で麻痺があり、ペットボトルのふたも開けられない（水分摂取ができない）方など。・ミライロ ID の周知 ⇒「障害者手帳アプリ」、コンビニでの割引などもある。
社会参加
<ul style="list-style-type: none">・バスの時刻表、料金支払いを教えてくれるサービス ⇒引きこもりを出やすくするため。・移動手段にバスを使いやすいような配慮 ⇒バスの屋根やベンチについて、ごく一部のバス停では、屋根やベンチがあるところもあるが、設置されていない場所の方が多い。使いやすくすれば、もっと利用して通院等できる。自立にもなる。・バスの利用の仕方について教えてくれるサービス ⇒バスの時刻表を見てもわからない。料金の支払い方がわからない等の理由から、バスに乗るのが怖い、緊張するなどして利用していない人もいる。・移動手段を確保するサービス ⇒タクシーがつかまらない、電話もとってもらえないことが多くなっている。
災害への対応
<ul style="list-style-type: none">・災害時の避難場所を分かりやすくしてほしい ⇒台風が来た時、どこに避難していいかわからないことがある。・避難の時に手伝ってくれる人がいたらいい ⇒両親が高齢で動けないため。・避難をするべきかどうか判断する人がいたらよい
その他の意見や質問
<ul style="list-style-type: none">・住んでいる町と支援してくれる町が違うのは何故か ⇒住んでいる場所とサービスを受けている（支給する）市町村が違う場合、住んでいる自治体に問い合わせをしたところ、支給している市町村に相談するように言われたことがある。

③ 相談支援部会

障害者等への理解と交流について (理解促進、引きこもり支援、ボランティアなど) その他
<ul style="list-style-type: none">・ 交流を持つ機会（地域の子ども同士、保育所と療育事業所との交流など）や場所の設定・ 民生委員を対象とした研修の継続 ⇒ 障害理解の為に必要・ 児童の特性に関連した研修の実施・ 相談員からの地域への協力依頼時の対応・ 障害理解を深めるための場の提供 <p>⇒ 休日にボランティアを募り、公共の施設や地域活動等を利用して地域の方や当事者の意見をきく場の提供を広報する。あがった意見から課題を拾いあげてひとつひとつ解決する。解決できたことを広報誌にのせる。意見をあげた方が関心をもつことになり理解促進と交流が図ることができる。</p>
相談・情報提供について (相談体制、情報提供体制、民生委員等地域の支援体制など)
<ul style="list-style-type: none">・ 療育に繋がる前の情報提供 ⇒ 丁寧な関りに繋げることができる。・ 基本情報の共有体制づくり <p>⇒ 聞き取った情報が共有できないと、保護者は同じことを次の支援者にも話すことになり負担になる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 民生委員と連携した災害避難連携シートの作成 ⇒ 相談員を知る機会にもなる。・ 民生委員との連携及び情報共有の仕組みづくり <p>⇒ 身近な民生委員と一緒に相談できる仕組みがあればよい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土・日・祭日の相談窓口の設置 ⇒ 仕事等で平日相談できない人もいる・ 地域のメディア（奄美TVやデイFM等）を活用した広報周知
保健・医療について（早期気づき、医療ケア体制など）
<ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援センターと保健師の連携体制づくり <p>⇒ 連携することで、療育等への繋がりが丁寧に行われるようになるのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医的ケア児コーディネーターと医療現場との連携体制づくり・ 医療ケア体制事業所の情報提供及び周知方法の検討・ 発達検査や診断体制のさらなる充実 <p>⇒ 相談については、以前より繋ぎやすさは感じるようになったが地域での体制づくりも必要。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療連携室との連携方法について学ぶ機会の設定・ 各機関が連携を図るための顔の見える関係性作り・ 家族の障害理解や気づきが早期に行えるような相談体制づくり <p>⇒ 出生後の検診に難病や知的等の障害について知識を得られる内容を組み入れてはどうか。</p>
生活環境の整備について（移動手段、日中活動の場など）
<ul style="list-style-type: none">・ 交通機関の充実 <p>⇒ バスの本数やタクシー等の公共の移動手段が減り、移動がしづらい状況がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住宅の手すりやエレベーター設置・ 障害者用住宅の増設・ 交通機関で障害者手帳を提示することなく利用できる手段の検討

- ⇒手帳提示をする際、周りに気を使っているのを見受ける。
- ・地域生活における金銭管理、服薬管理を支援する体制の充実
- ⇒一人暮らしができるためには金銭管理や服薬管理を支援する必要があるが、待機者が多く、事業所（社協：日常生活自立支援事業）の受け入れができない状況にある。
- ・生活保護者以外の方への日常生活自立支援事業の活用
- ⇒生活保護者が優先になっていることが課題。保護以外でも困っている人は多くいる。

教育・療育について（療育、放課後児童対策、特別支援教育など）

- ・児童福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイ、短期入所、日中一次）の充実
- ⇒利用について、土曜日、祝日の利用希望が増えているが事業所が限られていて不足している。
- ⇒ニーズがあるが資源不足でスムーズに利用できない。待機の状態がある。
- ・学校など教育現場との連携体制の構築
- ⇒不登校、登校渋りの児童に対しての支援の検討などができる体制づくりや連携が必要。
- ・療育を早期利用できる体制の構築
- ⇒早期に利用を開始して、保護者の理解や児童の個性の理解を高める必要がある。
- ・早期療育に対する地域住民の理解拡大
- ・地域の学校における支援クラスの充実
- ・療育情報に関する地域への周知
- ⇒熱心な保護者はいろいろ支援を受けていて差がある。
- ・教育の場や民間企業で障害者への理解に関する研修の実施
- ⇒学生については1年時に、企業等では新人研修などを活用する。
- ・並行通園児の昼食代の2重払いの解消
- ⇒保育所と事業所の並行通園の際の昼食代を2重に支払っている。

社会参加について

（社会活動への参加促進・スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実など）

- ・公園等の整備 ⇒遊び場が増え家族での外出で活用できる。
- ・機関紙広報の定期発信 ⇒様々な活動がそれぞれで行われていると感じるため。
- ・活動のスケジュールをわかりやすく行政のホームページでの案内
- ・障害者も参加できる公民館講座のプログラムの検討
- ・文化祭、行政、金融機関等での障害当事者の作品展示 ⇒就労支援事業所等で作成したもの。
- ・運動会での障害者のプログラムの検討
- ・高齢者、障害者、一般市民が参加できる笑運動会（争う大会ではなく）の実施

災害への対応について（災害への備え、災害時の体制など）

- ・家族での対応方法を確認する時のサポート
- ⇒災害時は家族で対応していることがほとんど。感染症時の対策も含め、再度、家族での対応方法を確認する必要がある。
- ・避難訓練の個別実施
- ⇒地域で暮らす障害者の中には環境の変化を極端に拒否する方もいるため。
- ・避難場所や避難するタイミングに関する共有
- ⇒計画相談を行う際に本人や関係者と情報共有を図る。
- ・避難者の実態（高齢者、障がい者、一般用など）に合わせた避難場所の確保
- ・相談支援専門員への避難場所の周知

⇒障害者一人一人の避難計画作成のためにも必要。 ・避難場所、避難ルート、必需品当の確認を促す取り組み ・避難場所に対応できる人材の配置
その他の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・療育の充実を図るために様々な研修が実施されているが、専門性は個人の器量に任せられていることも多いと感じる。 ・各事業所の経営安定のため、基本保障の仕組み（利用者が休んでも減収しないなど）が必要 ・教員補充の確実な実施 ⇒支援クラスを設置していても担任不在の場合がある。 ・送迎困難な家庭への支援 ⇒療育を受けたいが送迎が出来ないため利用できない家庭もある。 ・祖父母や身内の理解の充実 ⇒家族などから理解が得られず福祉サービスが利用できないこともある。 ・必要に応じた適正な保健師の配置 <p>⇒児童の個性を理解した人員配置をし、療育が必要な児童が早期に療育を利用できるように努めてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政だよりを利用した課題解決方法の広報 ⇒課題を解決した方法を住民が解るように。 ・障害のある方が地域で安心して暮らせる計画策定 <p>⇒障害は多種多様なので計画通り進めるのは難しいと思うが、関わる方がいつかは我が身と思いで策定してもらいたい。</p>

④ 子ども部会

ア) 早期療育及び障がい児保育の充実

地域ニーズに合わせた、児童発達支援の増設及び充実
<ul style="list-style-type: none"> ・支援に関する資源（児童発達支援の事業所）の地域格差の改善 ⇒奄美市（名瀬地区）では、事業所が増えてきているが、他の地域では「資源自体が不足している」「増えていかない」など、受け皿が足りない状況は続いている。 ・早期療育を子どもが必要なタイミングで受けられる体制づくり ⇒利用希望があっても定員がいっぱいで、すぐに利用できないということがある。 ⇒早期療育を受けることで、就学後に大きな差が出ると感じるが、希望があっても利用できないことがある。 ⇒早期に療育に繋がっていないことで、相談機関に小学生になってからの相談が増えている。
放課後等デイサービスにおける支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援の充実や学校との連携を図るための体制づくり ⇒レスパイト的な余暇支援だけになってしまうこともある。利用する目的を意識して、各機関が連携を図ることができるような仕組み、体制づくりが必要。
発達検査等に対応できる専門的な人材の確保及び育成
<ul style="list-style-type: none"> ・発達検査ができる人材の地域での育成及び確保（予算確保も含め） ⇒今年度一部の事業所で「心理士を雇用」「外部専門家と契約」など地域として対応しているが、今後継続した体制を地域で作っていくためにも行政で予算確保し人材を雇用してほしい。 ⇒ニーズが多く、専門的な人材を地域として確保しないと対応できない。現在の心理士も、家族の異動などの可能性もあるため、継続して人材確保していくことは難しい。

親子教室の周知・理解の拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・療育に繋がる親子教室を利用してから、療育に繋がるような仕組みづくり ⇒親子教室で「親子関係の構築」「保護者の困り感に対する理解」などしてから、療育機関へ繋がることで、その後の支援もスムーズに入りやすい。 ・必要な支援（「親子教室」「療育機関」など）を知っていただく機会の設定 ⇒保育機関でも、「親子教室」について知らないこともある。もっと知っていただくためにも、周知が必要。

イ) インクルーシブ教育・保育の推進

個別的なニーズに対応できる柔軟な教育・支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・障害があってもなくても、できるだけ地域で保育、教育を受けることができる支援体制を作ってほしい。
学校（特に中学校、高校）と外部機関が連携を図りやすくなる仕組みづくり（保育所等訪問、療育等支援事業の活用など）
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校との連携は取りやすくなってきたが、中学、高校との連携が難しいと感じることがある。 ・学校としても、外部の機関へ相談しにくい現状があると聞いている。 ・「保育所等訪問」「療育等支援事業」など、外部機関と連携しながら、子どもの支援のために活用できる制度を知らない教員が多い。 ・PTAの活動に障害理解について話す機会を作ってほしい（学校で話すことで、教員も参加しやすくなるのではないか。）
医療的ケア児受け入れ先（教育、保育機関）の体制整備及び人材確保
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が地域で教育や保育を受けていくには、ソフト面、ハード面共に、まだハードルが高い。
医療的ケア児受け入れ先の学校や保育機関の支援者を支える仕組みづくり（医療的ケア児に関する研修や事例検討会、専門的な相談ができる場所など）
<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の「不安」についても解消できる体制づくり ⇒医療的ケア児の実態や今後の課題を共有していく中で、不安も軽減できるのではないか。 ・機関を超えた、医療的ケア児に関する「研修」「事例検討会」の開催 ⇒学校や保育所等も、医療的ケア児への支援について前例がないことが多い。研修や事例検討会などを通して、学ぶ機会を増やし、少しずつ経験を積むことが必要。 ・丁寧なアセスメントを基にした就学先の検討 ⇒医療的ケア児の就学について、本人の成長発達を保障し、より適切な教育環境を見極めるため。 ・地域の学校へ通学するための、体制づくり（人材確保、予算確保） ⇒準備に時間がかかる。できるだけ早い段階での情報共有や意思確認も必要。

ウ) 支援者及び指導者の専門性の向上

支援者（教員、保育士等）向けの障がい理解に関する研修の実施
<ul style="list-style-type: none">・教員全体の特別支援に対する意識を高めるための継続した研修及び啓発活動 ⇒人事の問題で、必ず特別支援教育に精通している教員が配属されるわけではない。 <ul style="list-style-type: none">・発達検査の目的（特性の把握や適切な支援の見立てなど）の理解をすすめる ⇒現場では、結果の数字に左右される傾向が強い。

エ) 障がいや困り感のある子どもをとりまく関係者のネットワークの充実

地域に対する障がい理解の拡大及び相談支援機関の周知
<ul style="list-style-type: none">・地域への福祉サービスの理解拡大 ⇒療育に繋がっていない就学児の家族から関係機関へ相談があった際、福祉サービスについて説明しても、相談や支援までつながっていないケースもある。 ⇒療育支援機関への通所に対して、両親や祖父母が抵抗を感じることもある。（子どもの困り感が大きくなる前に、適切な支援を受けることができるよう理解を促す必要がある。）
各機関連携の在り方に関する手順の作成及び共有
<ul style="list-style-type: none">・地域の連携に関するパンフレットの作成 ⇒病院から直接、療育機関に利用の相談があるというような事例もあり、本来保健師などを通じた方が、申請などスムーズな場合もあるため、医師や担当者が異動などで変わったとしても、共通した手順を示したパンフレットがあればよい。
必要な情報（関係機関同士の）を共有できる体制づくり
<ul style="list-style-type: none">・各機関の特徴が書いてある、情報シートの作成 ⇒関係機関でも、地域資源や支援の流れが共有されていないと感じる。特徴が書かれた情報シートがあれば周知や理解につながるのではないかと。 <ul style="list-style-type: none">・必要な情報を関係機関で共有できるような仕組みづくり ⇒個人情報保護の観点から、必要な情報でも共有が難しいことはあるが、支援計画を作成するにあたって必要な情報など、事前の保護者等への確認により、共有できるようにしてほしい。 ⇒教育支援委員会や療育機関に発達検査の結果が伝わっておらず、検査結果が反映されていないと感じることがある。 ⇒「情報を共有、提供するためには何が必要か」という視点で連携体制を作してほしい。 <ul style="list-style-type: none">・「移行シート」や「リレーファイル」の活用状況の確認 ⇒必要な情報提供のためのツールがあるが、進学時に適切に情報共有できているか確認が必要。 <ul style="list-style-type: none">・教育と福祉の連携を深めるための意見交換などの場づくり ⇒特別支援コーディネーター研修などの場で、自立支援協議会の取組みや連携の在り方を伝えたり、各事業所と意見交換できる場を作れたら良い。 <ul style="list-style-type: none">・教育機関との連携体制づくり ⇒保育所や幼稚園との連携はできていると感じているが、学校（特に、中、高）との連携がまだ難しく感じる。

保健師も含めた支援体制づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・療育、保育、（教育）、保健師がつながるような仕組みや体制づくり ⇒療育に繋がってから、さらに連携や支援が広がるような体制づくりを検討してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・継続して支援できるような人事異動 ⇒保健師などの専門職が、継続してケースに関われるような人事を考えてほしい。
本人の困り感に応じた、担当課を超えた支援体制づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの役割を確認しつつ、担当課が重なり合うような支援体制づくり ⇒子ども家庭庁の創設で、子ども分野に関する担当課ができた市町村もあるが、障害分野だけ別にされているような状況がある。

オ) 地域への障害理解促進に向けた取り組み

家族が悩みを共有できる場づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・母親が悩みを言える場所の定期的な開催 ・福祉サービスに繋がっていない方への共有の場（就学児親の会や、ダウン症親の会等）に関する情報提供
早期療育につなげるための地域への理解促進
<ul style="list-style-type: none"> ・「出来なさ」より「困り感」に寄り添う事に着目した、支援や教育に関する研修の企画 ⇒子どもの場合、本人の「困り感」に応じて福祉サービスが利用できるが、療育機関に繋がりにくい現状があるため。
保護者への障害理解を拡げられる仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・地域にまたがる勉強会などにより、地域で子どもを育てる仕組みづくり ・親子教室の充実 ⇒参加した子どもや保護者の心が動くような内容を共有する。

● 宇検村が取り組む内容

・災害への対応

災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者の更新と情報共有を図り、体制の充実に努めます。また、民生委員や村内の自主防災組織との連携を図り、災害時の地域内協力体制を意識した地域づくりに努めます。避難所の周知を図るとともに福祉避難所の確保と関連機関との連携を推進します。

・社会参加の促進

障害理解を深めるための交流の場や障害者も参加しやすいプログラムの内容について検討し、行事のスケジュール等も含めた周知を行います。また、障害者週間には役場庁舎内に滝の園や事業所ゆりの展示ブースを設けます。

2 宇検村障害者福祉計画策定委員会要綱

平成 23 年 9 月 1 日要綱第 8 号

(設置)

第 1 条 本村の障害者福祉計画の策定に際し、広く村民の意見を求めるため、宇検村障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を村長に提言するものとする。

2 障害者福祉計画

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現状
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に村長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 策定委員の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、村長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めその意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、保健福祉課内で処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

3 宇検村障害者福祉計画策定委員会委員名簿

番号	役職等	氏名
1	宇検村社会福祉協議会事務局長	徳田 治
2	障害者支援施設 滝の園 園長	泰山 えみ
3	宇検村民生委員・児童委員会長	貞野 優一
4	宇検村議会議員	肥後 充浩
5	奄美地区障害者等基幹相談支援センター所長	大津 敬
6	障害者代表	橋口 真樹
7	指定福祉サービス事業所 ゆらり 代表	嘉永 上寿
8	自立支援活動グループ ほーらしゃ会 会員	脇田 博文
9	宇検村保健福祉課長	保枝 力人

4 用語解説

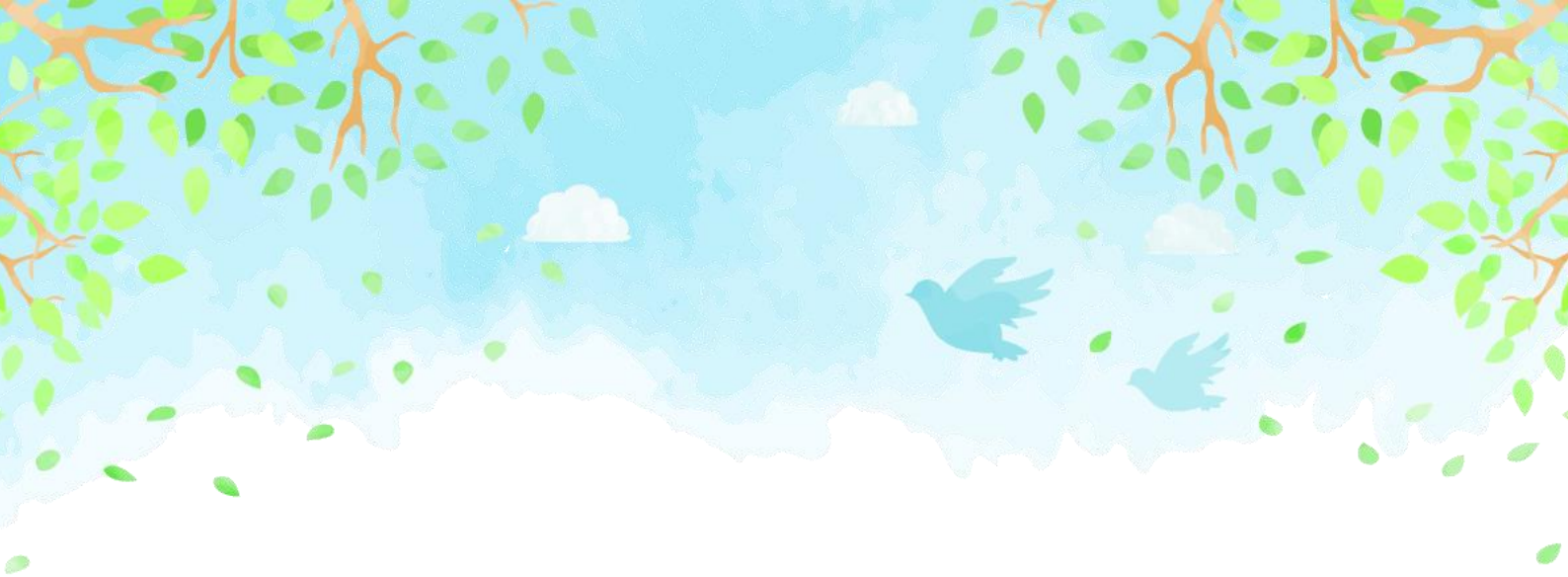
あ行	
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことです。
インクルーシブ教育	障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされています。
ウェブアクセシビリティ (情報アクセシビリティ)	高齢者や障害者など、心身の機能に制約のある人でも年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報の利用しやすさのことです。
か行	
高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障害が起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態のことです。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めた法律で、平成 18 年 12 月に施行されています。
さ行	
手話通訳者	聴覚に障害のある人や音声又は言語機能に障害のある人と聴覚に障害のない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人のことです。
手話通訳奉仕員	聴覚に障害のある人や音声又は言語機能に障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する人のことです。

障害児	児童福祉法第4条では、「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。」と定義されています。
障害児福祉手当	20歳未満で、精神（知的も含む）又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人は該当しません。
障害者	障害者基本法第2条では、「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。
障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律です。
障害者虐待防止法	障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律で平成24年10月に施行されています。
障害者総合支援法	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に施行されています。
障害者の権利に関する条約 （障害者権利条約）	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定められた条約です。 前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定しています。
障害福祉サービスの利用等にあつた意思決定支援ガイドライン	事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を目的とした指針です。

障害者優先調達推進法	障害者就労施設等で就労する障害者や、在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めることを目的として、国や地方自治体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律で、平成 25 年 4 月に施行されています。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成 28 年 4 月に施行されています。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害者に対して交付されます。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚、平衡機能の障害、③音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器の機能の障害、⑥ぼうこう、直腸の機能の障害、⑦小腸の機能の障害、⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、⑨肝臓の機能の障害で、障害の程度により 1 級から 6 級の等級が記載されています。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障害の状態にあると認定された人に対して交付されます。精神障害者保健福祉手帳の等級は、1 級から 3 級まであります。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の財産管理、弁護士サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度です。
た行	
特別支援教育	障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当です。ただし、障害児が施設等に入所している場合は該当しません。

特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人及び病院等に3か月以上入院している人は該当しません。
な行	
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。 障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられました。
は行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害や行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。
発達障害者支援法	既存の障害者福祉制度の谷間におかれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称して、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めた法律です。
バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味です。建物内の段差の解消などのハード面だけではなく、近年では、全ての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられています。
避難行動要支援者	障害者やひとり暮らし高齢者などの配慮が必要な人で、自ら避難することが困難な人です。
福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障害者、妊婦など、災害時に支援が必要な人たちに配慮した避難施設です。
法定雇用率	従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用促進法によって義務づけられた障害者の雇用割合です。

や行	
要約筆記者	話されている内容を要約し、文字として聴覚障害者へ伝える通訳者です。
ら行	
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に対して交付されるものです。



宇検村 障害者計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行・編集 宇検村役場
〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 915 番地
TEL 0997-67-2212 FAX 0997-67-2262

